

六、在韓日本財産処理の状況と関係法令

1 在韓日本財産処理の状況

在韓日本財産が、在韓米軍政府及び韓国政府の手によりどのように処理されたかは、これを伝える的確な資料もなく判然としなが、以下に掲げる関係法令及び措置（外務省が引揚者から入手した資料による）によつて、ある程度その概要をつかむことができるかと思われる。

○在朝鮮日本人財産に関する法令及び措置

(年月日) (事項)

1945年

- | | |
|------|------------------------------|
| 9.25 | 軍政庁法令2号（日本人財産移転禁止に関する法令） |
| 9.28 | 法令4号（日本陸海軍財産に関する法令） |
| 10.1 | 法令8号（朝鮮政府官房外事課同財産管理課設置さる） |
| 10.1 | 日本軍の所屬財産売買取得禁止すと軍政当局発表 |
| 10.6 | 日本人財産を凍結し売買、権利委譲を禁止すると軍政当局発表 |

- 10.23 日本人財産移動取扱に関する4箇条中才1条を發表す(日本政府、總督府所有財産は軍政当局の財産とする)
- 10.23 日本人私有財産売買対策についての軍政庁發表
- 10.24 日本人財産移動取扱に関する才2条を軍政庁發表(食糧、衣類、燃料等死蔵物の放出)
- 10.27 日本人財産移動取扱に関する才3条發表(売買契約の方式、住宅、在庫商品、農地に関する事項)
- 10.30 日本人財産移動取扱に関する才4条發表(土地、建物、企業財産、工場、鉱山等大規模のもの)
- 11.11 朝鮮銀行、朝鮮殖産銀行、朝鮮信託株式会社を接収す。
- 11.12 東洋拓殖株式会社を新韓公社と改名す
- 11.14 管理令才1号(法令才2号の解釈、期間の延長、移転登記一般禁止に関する件)
- 12.6 法令33号(朝鮮内所在日本人財産の所有権を軍政庁にて取得する法令)
- 12.14 管理令才2号(軍政庁取得日本人財産の報告及び財産の経営、占有及び使用に関する件)
- 12.19 管財令才3号(接収農地に関する件)
- 1946年
- 1.3 日本人財産管理代行機関を設置すると軍政長官官明
- 1.9 帰国会社支配人選任方法を決定し、支配人を募集すると京畿道鉱工部長發表す

- 1.13 財産の輸出入禁止令を出す軍政長官發表
- 2.21 法令52号(新韓公社創立に関する法令)
- 3.3 管理令4号(接収林野に関する件)
- 3.27 州属財産処分の代行機関を設置し、最高決裁は財産管理課でなす旨發表
- 3.29 前日本人家屋の不法占有者9割以上に及ぶため、適正なる処置方針を立てることを京城住宅組合から要望す。
- 4.23 前日本人所有の軍需工場は平和産業に転換して経済復興に寄与する施策を講究すると軍政長官官明す
- 4.25 前日本人家屋使用の契約方法と様式を変更すると京畿道地区の管理者朝興銀行發表す
- 6.16 前日本人家屋の占有は戸主以外は嚴禁すると軍政長官官明す
- 6.26 戦災農民2万余戸を新韓公社管理の日本人所有農地に収容すると發表
- 7.3 財産管理局住宅課新設さる
- 7.21 管理令才6号(漁船及びその他船舶に関する件)
- 7.26 日本人財産管理人を厳選せよと商工会議所から当局に建議す
- 7.30 管財令才5号(既に得たる会社の報告に関する件)
- 10.29 管理令才6号によつて、現在漁船の登録件数は36,021件あると水産局長發表
- 10.30 新韓公社を産業別に解体する命令が出て、工業と鉱工両部は軍政庁に移管さる

- 1 1 . 1 7 軍政庁管財処にて日本人と売買契約によつて凍結された預金の払戻を受けたい者は書類を提出することを要す
- 1 2 . 7 前日本人所有船舶を管理する者は報告すべし、遅延すれば管理権を取消すと発表す
- 1 2 . 1 7 新韓公社所有の工業及び鉱山施設等商務部に移管さる
- 1 2 . 3 1 管財令オ 8 号（各種事業体運営に関する件）
- 1 9 . 4 . 7 年
2 . 8 管財令オ 8 号を撤廃すべしと朝鮮商工会議所朝鮮産業建設協会等 1 0 余団体から建議す
- 2 . 1 2 管財令オ 8 号の撤廃を敵産管理人会より建議す
- 3 . 1 管財令オ 8 号の修正を促進するため、韓米共同委員会を組織し協議中である旨公報部から発表さる
- 3 . 5 鉱業権移動が政府樹立後無計画に行なわれたので破綻を招くと朝鮮鉱業会から建議す
- 3 . 1 9 管財令オ 8 号の修正案が決定し、敵産運営監督権を朝鮮人部局長に移譲さる
- 3 . 2 2 管財令オ 8 号は鉱業界に弊害があると鉱業技術協会が声明書を発表す
- 3 . 2 4 法令オ 3 3 号によつて軍政庁に帰属した小事業機関処分に関する件
- 3 . 3 1 管財令オ 8 号改正発表
- 4 . 3 ソウル市内の敵産管理事務は 4 月以降ソウル市に移管されたと発表

- 4 . 4 敵産家屋売却案を立案回付したが、1 世帯 1 棟以上を求めることは許さないと軍政長官発表す
- 4 . 9 敵産企業体私下草案が軍政長官から立法議院に回付さる
- 4 . 2 7 管財令オ 8 号の修正は、敵産の運営は米人顧問官の下に朝鮮人が担当することに決定す
- 5 . 4 金融組合連合会の調査によれば、南朝鮮各管理工場の生産したる生活必需品総額は 3 月末 6 億余万円であると発表
- 5 . 7 在日本前朝鮮水産開発会社所有船 1 6 隻は総司令部の斡旋によつて返還さる。
- 5 . 1 0 敵産管理運営のため共同顧問会設置さる
- 5 . 1 5 日本人の既往所有したる都会地住宅私下に関する件
- 5 . 3 0 敵産整理事務を迅速化する目的でソウル市と京畿道の管財局が合同す
- 7 . 3 管財手続要項発表さる
- 7 . 1 1 中央管財処から朝鮮人企業に投資した日本人株の売渡しを開始すると発表
- 7 . 1 6 敵産小規模事業体と住宅私下に関する細則が公報部から発表さる
- 7 . 1 7 財産管理人連合会から敵産処分の際の私下価額は時価を基準とすることを当局に建議す
- 7 . 1 9 敵産私下対策に関し諮問委員会を設置すると公報部発表
- 7 . 2 4 敵産賃貸料は 1 0 年前のものの 5 0 倍に引上げる

と中央管財処長発表す

7. 2 5 敵産工場私下撤回の意思はないと民政長官(安在浩)言明す
7. 3 1 各道に敵産私下査定機関を設置すと発表
8. 1 敵産工場総数は約400で、100万円以上のもの100あると京畿道管財処発表す
8. 2 2 敵産管理処から敵産家屋賃賃料は9月1日から現在の5倍にすると発表
9. 2 管財処から金、タングステン、稀金属鉱を除いた敵産鉱山を明年から私下下げると発表
10. 1 6 中央管財処から敵産小規模企業体私下498件を審議中であると発表
12. 5 法令オ156号(帰属財産管理人に株主総会召集権を賦与す)
12. 6 管財令オ10号(草政府財産管理官の管理下に在る朝鮮内にて設立したる各種法人の運営に関する件)
- 1948年
3. 7 中央管財処から敵産私下方針と手続に関するオ1次の発表あり、小企業体私下に関する3要綱発表
4. 1 2 帰属法人に関する会社再組織手続簡易化措置に関する法律公布
4. 1 4 日本帝国時代掠取された韓国の財産は完全に移譲されたから敵産の呼称は解消したと発表。爾來帰属財産と呼称される。
5. 4 帰属財産中央管財処管轄法人財産の運用と維持に付ての融資に関する件発表

5. 6 帰属財産賃賃料を、一般住宅は20割、店舗は25割、企業体は15割引上げると発表
6. 2 4 敵産金鉱開発に対する運営方針等の規定発表さる
8. 1 5 大韓民国独立宣布
8. 1 6 行政事務移譲開始
8. 2 4 取得敵産に対する国法を再検討すると大統領言明す
9. 1 1 米韓財政及び財産に関する協定(米韓協定)成立
- オ5条 終戦後米國が管理して来た日本財産(既に私下下げられたものを含む)と日本人所有土地から得た現金、その土地の販売契約のすべてを大韓民国に移譲する
9. 1 4 企画処長から不協定オ5条により米國管理の旧日本財産6,329億円が韓国に移譲されたと発表

1949年

12. 9 帰属財産処理法(法律74号)公布
- オ1条 本法は帰属財産を有効適切に処理し産業復興と國民經濟の安定を図ることを目的とする
- オ2条 帰属財産は1948年9月11日米韓經濟協定オ5条の規定により大韓民国政府に移譲せる一切の財産を指称する
- オ3条 国有又は公有財産、國營又は公營企業体に指定されたものを除く外は大韓民国の國民又は法人に私下下げる

1950年

3.30

帰属財産処理法施行法（大統領令298号）公布

（備考）

1. 上述のような諸措置により、日本の国有財産及び私有財産は、一部は韓国の国有、公有となり、その他は民有として逐次払下げられた。（なお、軍用財産は、1945年9月28日付法令オ4号により、米国の所有に帰している。）

韓国側によれば、帰属財産は国富の8割を占め、この龐大な帰属財産の有償売却は、解放後累次進展する赤字財政の補填源としてもつとも確実な財源として指目される、としている。

2. 韓国が発表した帰属財産

以下の数字は引揚者資料によるものであるが、時点が明記されていない。（内容が日韓会談開始（27年）前であることだけは、はつきりしている。）

○中央直轄帰属事業体

商工部所属 148

交通部所属 47

農林部所属 208

計 403

○地方管轄帰属事業体

ソウル市帰属事業体 907

京畿道 257

江原道 261

忠清北道 59

忠清南道 206

全羅北道 220

全羅南道 201

慶尚北道 333

慶尚南道 686

済州道 78

計 3,148

合計 3,551

3. なお、「日本の民族運動」（藤島）という本に次のような記述がある。左翼系の人が書いたと思われる内容の本であるが、ある程度在韓財産処理の実態を伝えるものと考えてよいであろう。

1945年9月25日、米軍政府は韓国内にあつたあらゆる日本財産を凍結し、「敵産管理委員会」をつくり、その売買取得を禁ずる法令を公布し、12月12日からその処理が始まった。解放後の無秩序と経済状態の混乱、米軍政府の無責任で消極的な管理行政の隙間を利用して、ナギ漢と悪質な鮮人通訳とが結びついて帰属財産の争奪が行なわれ、社会悪の根城となった。高層建築、高級住宅は米軍官吏の住宅となり、513件の生産企業体が米軍人、通訳、奸商の結びつきによつて契約された。財務部統計によると、当時2,200件の財産が処分されたが、契約高は2,600億ウォンにすぎない。

1948年8月15日李政権が樹立されると、「韓米条約」によつて帰属財産は米軍から李政権に譲られることになったはずだが、処理法規の公布がなぜか遅れ、それに行政技術の未熟さも加わつて、またもやその争奪戦がはじまつた。かくてタンヤワンヤしているうちに朝鮮戦争がはじまり帰属財産の52%は戦災で消えてなくなつた。

現在まだ処理されずに残っているのは、58年末で、企業体105件、建物2,265件、宅地林野23,475件、その他465件、これらは「帰属株処理事務協会」をつくり株主協議の上で売ろうとしているが売れない。おもな重要企業体をあげてみる

と、韓国米倉、韓国紙業振興、大韓重石、大韓重工業、三成鉱業、朝鮮機械製作、韓国運輸、「ソウル新聞」（これはもとの朝鮮総督府機関紙「京城日報」を李政府機関紙にしたもの）朝鮮電業、京電、南電、造船公司、海運公司など、これらの国有国营企業体は、巨大な負債をかかえ、危機におちいつているといわれている。朝鮮日報（59年3月20日）によると、今年2月末現在、帰属財産総数329,000件のうちすでに処理を結了したのは、275,000件で全体の80%、その契約高は総額465億ウォンだが、そのうち取納できた金は半分にも満たぬ206億ウォンにすぎない。

2. 在韓日本財産処理関係法令

以下、在韓日本財産処理関係法令として手元にある関係法令を公布順に掲げておいた。他の箇所に掲げたものと重複するものも若干あるが、一括してここに掲げることとする。(なお、意味の通じないものがいくつかあつたが、それ等については原文がないためこれを直す機会がなかつたことをお断りする)

(1) 太平洋米陸軍総司令部布告才1号

朝鮮ノ住民ニ告グ

太平洋米陸軍最高指揮官ノ名ヲ以テ左記ノ如ク布告ス。
本官麾下ノ戦捷軍ハ日本天皇政府及ビ大本營ノ命ニ依リ且ツ之ニ代リ署名サレタル降伏文書ノ条項ニ基ヅキ、本日北緯38度以南ノ朝鮮ノ地域ヲ占領ス。

永年ニ宣リ朝鮮人ノ奴隷化サレタル事実ト朝鮮ハ不日解放独立スベキモノナリトノ決定ヲ考慮シ、朝鮮人ハ占領ノ目的ガ降伏文書ノ条項ノ実行ト朝鮮人ノ人權及ビ宗教上ノ權利ノ保護ニアル事ヲ深ク認識スルモノト余ハ確信ス。右目的ノ遂行ノ為ニ余ハ諸子ノ積極援助ト協力ヲ要望ス。

本官ハ本官ニ付与セラレタル太平洋米陸軍最高指揮官ノ権限ヲ以テ、茲ニ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域及ビ同地ノ住民ニ対シテ軍政ヲ設立ス。仍テ占領ニ関スル条件ヲ左ノ如ク布告ス。

才1条 朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域及ビ同住民ニ対スル凡テノ行政権ハ、当分ノ間本官ノ権限ノ下ニ施行ス。

才2条 政府公共団体及ビソノ他ノ名誉職員及ビ雇傭人ノ凡テ並ニ公益事業、公衆衛生ヲ含ム凡テノ公共事業ニ従事セル職員並ニ雇傭員ハ有給又ハ無給ノ別ヲ問ヘズ、又ソノ他

凡テノ重要ナル職務ニ従事セルモノハ別命アラザル限リ、従来ノ職務ニ従事シ更ニ其ノ凡テノ記録及財産ノ保管ニ任ズベシ。

オ3条 住民ハ本官ノ及ビ本官ノ権限ヲ以テ発セラレタル命令ニ直チニ服従スベシ。占領軍ニ対スル反抗行動又ハ秩序保安ヲ擾乱スル行為ヲセシ者ヘ之ヲ懲罰ニ処ス。

オ4条 住民ノ所有權ヘ之ヲ尊重ス。住民ハ本官ノ別命アラザル限リ日常ノ業務ニ従事スベシ。

オ5条 軍政期間中英語ヲ以テ凡テノ目的ニ使用スル公用語トナス。英語ト朝鮮語又ハ日本語トノ間ニ解釈又ハ定義ニシテ不明又ハ不同ヲ生ゼシ場合ハ英語ヲ基本トス。

オ6条 爾後公布サルベキ布告、法令、規約、告示、指示又ハ条例等ハ本官又ハ本官ノ権限ノモトニ発布サルベク、住民ノ履行スベキ事項ヲ明記ス。

右布告ス。

1945年9月7日

於 横浜

太平洋米國陸軍最高指揮官

米國陸軍大將

ダグラス・マクアーサー

(2) 太平洋米國陸軍總司令部布告オ2号

PROCLAMATION
No.2

G.H.Q. U.S. ARMY FORCES, PACIFIC
OFFICE OF THE COMMANDING GENERAL
YOKOHAMA, JAPAN, 7 SEPTEMBER 1945

TO THE PEOPLE OF KOREA:

In order to make provision for the security of the armed forces under my command and for the maintenance of public peace, order and safety in the occupied area, as Commander-in-Chief, United States Army Forces Pacific, I do hereby proclaim as follows:

ANY PERSON WHO:

Violates the provisions of the Instrument of Surrender, or any proclamation, order, or directive given under the authority of the Commander-in-Chief, United States Army Forces, Pacific, or does any act to the prejudice of Good order or the life, safety, or security of the persons or property of the United States or its Allies, or does any act calculated to disturb public peace and order, or prevent the administration of justice, or willfully does any act hostile to the Allied Forces, shall, upon conviction by a Military Occupation Court, suffer death or such other punishment as the Court may determine.

Given under my hand at YOKOHAMA
THIS SEVENTH DAY OF SEPTEMBER 1945

DOUGLAS MacARTHUR

General of the Army of the United
States Commander-in-Chief, United
States Army Forces, Pacific

(3) 太平洋米國陸軍總司令部布告第3号

通 貨

朝鮮住民ニ告グ。

太平洋米國陸軍最高指揮官ノ名ヲ以テ茲ニ左ノ如ク布告ス。

第1条 法 貨

1. 占領軍ヨリ発行セラレタル「A」印ノ補助軍票円紙幣ハ、朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ公私ノ并済ニ使用シ得ル法貨ト定ム。
2. 占領軍ヨリ発行セラレタル「A」印ノ補助軍票円紙幣及ビ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ現在通用中ノ法貨タル円紙幣ハ、日本銀行及ビ台灣銀行ノ兌換券ヲ除キ、額面ヲ以テ他ノ通貨ト交換スルコトヲ得。
3. 右以外ノ通貨ハ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テハ法貨ト認メズ。

第2条 日本軍々票円紙幣

4. 海外ニ於テ日本帝國政府及ビ日本陸海軍ヨリ発行セラレタル軍票及ビ海外ニ於ケル日本占領軍使用ノ通貨ハ凡テ無効無価値トシ、斯ル通貨流通ハ如何ナル取引ニ於テモ之ヲ禁ズ。

第3条 通貨ノ輸出入禁止

5. 紙幣、貨幣及債券ノ輸出入ヲ含ム對外金融取引ハ、凡テ余ノ

許可ナキ限り之ヲ禁ズ。

6. 金融取引ハ朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ノミニテ行ヘルモノヲ除キ、凡テ對外金融取引ト看做ス。

第4条 他ノ通貨ニ關スル法規

朝鮮ノ北緯38度以南ノ地域ニ於テ現在通用中ノ法貨タル補助軍票及ビ円通貨以外ノ通貨ハ、余ノ許可ナキ限り之ヲ禁ズ。

第5条 処 罰

以上ノ軍政条項ヲ犯シタル者ニシテ占領軍軍律會議ニヨリ有罪ト認メラレシ者ハ、同會議ノ定ムル所ニヨリ之ヲ処罰ス。

1945年9月7日

於 横 浜

太平洋米國陸軍最高指揮官

米國陸軍大將

ダグラス・マクアーサー

(4) 在朝鮮米國軍司令部軍政庁

法令オ2号

オ1条 1945年8月9日以後日本、独逸、伊太利、勃牙利亞、羅馬尼亞、葡萄牙、泰國等諸國ノ諸政府其ノ他理機關又ハ其ノ國民、会社、団体、組合、其ノ他ノ機關或ハ該政府等ガ組織シ又ハ調整セラレタ機關ガ直接、間接或ハ全部或部分ヲ所有シ又ハ管理スル金、銀、白金、通貨、証券、預金、債權、有價証券其ノ他ノ財産ヲ売買、取得、移動、支払、引出、処分、輸入、輸出其ノ他ノ取扱及ビ權利、權力、特權ノ行使ハ此ノ法令ニ規定サレタモノ以外ハ茲ニ此ヲ禁止ス。

オ2条 オ1条ニ言及シタル諸政府、所屬セル財産ヲ所有、管理又ハ支配スル保管者、管理者、官吏、銀行、信託会社、個人、又ハ關係アル局、課或ハ所ノ代理機關又ハ前記政府ノ管理指導監督ヲ受クル会社、団体、組合、其ノ他機關、其ノ中ニ上述シタル諸政府、朝鮮政府、又ハ其ノ代理機關、会社、組合及ビ補助機關ニシテ直接、間接、既定的、臨時的ニ財政上利害關係ヲ有スル機關及ビ大日本政治会、大政翼賛会及ビ其ノ加入団体、代理機關又ハ継承機關、大日本婦人会連盟其ノ他ノ日本ノ極端國粹主義的、暴力的、秘密結社及ビ其ノ加入団体ニ對シテ左記各項ノ遵守ヲ要ス。

1 (イ) 軍政庁ノ指示ニ応ジ前記財産ヲ保持シ其ノ指示ノ有効期間ニハ該財産ヲ移転又ハ他ノ方法ニテ処分スルコトヲ禁ズ

(ロ) 前記財産ヲ保存、維持、守護シ其ノ価値及ビ効用ヲ破損スル行為ヲ防止スルコト

(ハ) 正確ナ記録文書及ビ會計帳簿ヲ維持スルコト

2. 軍政庁ガ指示スルトキハ其ノ指示ニ依リ

(イ) 1945年8月9日以後前記財産ニ関シ必要ナ資料ヲ提供スル報告書類及ビ前記財産ニ関スル領受証、支出証書等ヲ整備スルコト

(ロ) 前記財産ノ保管ト管理及ビ帳簿、記録、會計書類等ヲ引渡スコト

(ハ) 財産ト凡テノ収入及ビ収益金ヲ証明スルコト

オ3条 財産ニ関スル取引ニテオ2条ノ所定範圍ニ包含セラレザルモノハ左記諸項ノ条件ノ下ニ許可ス。

1. 朝鮮國民、連合國諸國民又ハ其ノ政府ノ代理機關、会社、団体、組合及ビ其ノ政府ノ機關或ハ其ノ政府ガ組織シ又ハ調整スル機關ノ利益トナルカ又ハ利益ノ為ニ取引スルコト

2. 朝鮮政府ノ正式設立セル代行機關ガ後日決定スベキ適當ナ報酬ヲ支払フコト

3. 斯カル取引ガ成立スル前ニ売主ハ必ズ其ノ取引ノ内部ト該財産ノ所在地及ビ其ノ財産ヲ所有スル会社、団体、組合其ノ他ノ組織体ノ内容ヲ明記シ朝鮮政府ニ書類ニテ報告スルコト
4. オ三項ノ報告ヲ提出シタル後60日以内ニ朝鮮政府又ハ其ノ代行機関ニ於テ禁止令ガナキ限り其ノ取引ハ成立スルモノトス
5. 斯カル売買ハ其ノ取引成立ト同時ニ其ノ収入金ヲ即時朝鮮銀行及ビ其ノ最近代理機関ニ朝鮮政府ノ会計ニテ此ヲ引渡スコト。朝鮮銀行ニ於テ引受スル同財産ハ前所有者ニ対シテ適當ナ会計ヲスル為ニ朝鮮政府ガ此ヲ保管ス
6. 斯カル保管資金ノ引出ハ該財産関係人ノ適當ナ生活費ニ限り此ヲ許可ス

オ4条 本法令ニ説明シタル種類ノ取引ニシテ1945年8月9日以後ニ成立シタルモノハ、本日ヲモツテ全部無効トス。但シ朝鮮政府ニ対シテ有効申請及ビ取引ニ関スル明細書、支払シタル報酬金及ビ人物、財産其ノ他ノ関係事実ヲ提出スレバ当該取引ハ有効トナリ得ベキモノトス。

オ5条 本令ハ発表即時此ヲ施行ス。

オ6条 本令ヲ違反スル者ニシテ軍政裁判ニ於テ有罪判決ヲ受ケ

タル者ハ該裁判所ノ所定刑罰ニ処ス。

1945年9月25日

在朝鮮米國陸軍司令官ノ指令ニ依リ

朝鮮軍政長官

米國陸軍少将 エイ・ビー・アーノルド

(6) 在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁

法令オ33号

朝鮮内にある日本人財産権取得に関する件

オ1条 法令オ31号は官報に公布せず、故に全然発令せざりし如く無効とす。

オ2条 1945年8月9日以後日本政府、その機関又は該国民、会社、団体、組合、該政府のその他の機関あるいは該政府が組織又は取締る団体が直接、間接に、全部又は一部を所有又は管理する金、銀、白金、通貨、証券、銀行勘定、債券、有価証券並に本軍政庁管轄内に存在するその他総ての種類の財産及びその収入に対する所有権は1945年9月25日付をもつて朝鮮軍政庁が取得し、朝鮮軍政庁が該財産全部を所有す。如何なる者を問わず軍政庁許可なくして該財産に侵入又は占有し、該財産を移転し又は該財産の価値効用を毀損するは不法とする。

オ3条 本令オ2条により朝鮮軍政庁が取得せる財産を所有、管理又は支配する保管者、管理者、官吏、銀行、信託会社その他個人、団体又は組合は左記各項を遵守すべし。

(1) 軍政庁の指令の下に該財産を保持し、その指令あるまでは該財産の移動又は他の方法による処分を禁止すること。

(2) 該財産を保存、維持、守護し、該財産の価値、効用を毀損

する行為を防止すること。

(3) 正確な記録及び会計帳簿を維持すること

(4) 軍政長官の指示したる時はその指示に従い

(1) 前記財産に関し要求せられたる資料及び1945年8月9日以後該財産に関連せる全収入及支出を記述せる報告書を提出すべし

(2) 該財産の保管、管理権及び総ての帳簿、記録、会計書類を引渡すべし

(3) 財産並に総ての収入及び収益金につき決算すべし

オ4条 本令の条規、本令により発令せる許可又は規定に違反する者は軍政裁判所の判決により処罰す。

オ5条 本令は官報に公布と同時に効力を生ず。

1945年12月6日

在朝鮮米國陸軍司令官の指令により

朝鮮軍政長官

米國陸軍少将 エ. ヴイ. アーノルド

(5) 在朝鮮米国防軍司令部軍政庁

法令才21号

才1条 法律の存続

総ての法律及び朝鮮旧政府が發布し法律的の効力を有する規則、命令、告示其の他の文書にて1945年8月9日実行中のものは、其の間既に廃止されたものを除き朝鮮軍政庁が特殊命令にて廃止するまで全効力を以て存続す。総ての地方法規と慣例は、当該官庁において廃止するまでその効力を継続す。法律の規定にて朝鮮総督府、道庁、府、面、邑の組織及び局長、課長、府尹、郡守、警察署長、面長、邑長其他下級職員に関するものは、軍政長官の命令にて改正又は廃止したものを除き、当該官庁において廃止する迄此を存続す。上司の指示に従い従来朝鮮総督府が行使した諸般の職権は、軍政長官が行使することを得。

才2条 布告、法令、指令の施行

北緯38度以内の朝鮮に於ける総ての裁判所は、朝鮮の法令、米国防軍太平洋陸軍司令部官の布告の規定及び朝鮮軍政長官の命令及び法令を注意施行すべし。この目的のための斯る裁判所を以て、茲に陸軍占領裁判所を構成す。本令の条文に依り斯る裁判所に米国防軍又は連合国軍人又は官吏に対し裁判管轄権を附与するか又は在朝鮮米国防軍が設立した軍事委員会、憲法裁判所其の他の陸軍裁判所に附与した裁判管轄権を制奪するを得ず。

才3条 本令の実施期日

本令は1945年11月2日夜半に効力を生ず。

1945年11月2日

在朝鮮米国防軍司令部官の指令により

朝鮮軍政長官

米国防軍少将

エイ・ヴィ・アーノルド

(7) 軍政庁取得日本人財産の報告及び財産の経営、占有及び使用
に関する件（オ2号）（管財令（抜萃））

オ1条 財産の報告

1945年8月9日以後、日本政府、その機関またはその国民、会社、団体、組合、該政府のその他機関或はその政府が組織または取締る団体が直接又は間接に、全部または一部を所有または管理する全部の財産及びその収入に対する所有権は、1945年12月6日発令法令オ33号により、1945年9月25日付で、朝鮮軍政庁が取得する。

その財産を所有または管理する者は、その財産に関する報告書を提出すること。

報告書は3通を作成すること。

報告書を提出する者は、3通がすべて正確なることを証明して、本人が居住する地方長官、今後は財産管理官に1945年12月31日まで提出すること。報告書は、該当財産管理官が受領した時、或は正確に姓名を記入し、郵送するが、提出期日の午前零時以前の郵便日付消印が付いた時には、提出したものとして取扱う。

報告書には、左記事項を記載すること。

(i) 報告書提出者の氏名、住所、国籍

(ii) 報告財産と報告書提出との関係

- 1 日本人が前所有者である場合には、財産所有権の取得日時を記入すること。
- 2 日本人が前所有者でない場合には、如何なる権限でその財産を所有或は管理するのであるかを明らかにし、その日時委任状があるならば、その写本を添付すること。

(i) 財産の前所有者の氏名及び住所

組合がそれに対し責任をもつ連財

(ii) 報告財産が不動産である場合には左記事項を記入すること。

1. 不動産各個の位置
2. 不動産各個の面積
3. 不動産各個に付着する建物及び付属物の記載
4. 不動産各個の用途
5. 賃借者が有する時は、不動産各個別賃借人の氏名
6. 1945年8月9日現在不動産各個の価格
7. 不動産各個を登記した登記所の位置、登録日時及び登記人氏名

(iii) 報告財産が有体動産である場合には、左記事項を記入すること

- 1 財産を種類別に分別した表
- 2 各種別別財産の記載、位置、価格及び評価の基礎

(iv) 報告財産が無体動産或いは無体動産の表示物である場合には、左記事項を記入すること。

- 1 各財産の詳細なる記載
- 2 各財産の位置
- 3 各財産の価格

(v) 1945年8月9日以後の財産に関する収入金及び支出金

オ2条 財産の経営、占有及び使用

全部工業、金融、商業、農業、住宅上及びその他の財産または企業は、朝鮮軍政庁管理人の(i)財産管理、或いは(ii)その他、朝鮮軍政庁局課または機関の官吏を通じて認可した現行または将来の協定、または手続下に経営、占有または使用すること。

オ3条

本令は官報に公布すると同時に効力を発する。

1945年12月14日

軍政長官指令により

財産管理官 ジョン・P・レブスレー

(8) 接収農地に関する件(オ3号)

オ1条 在朝鮮米陸軍部隊又は朝鮮軍政庁の代行機関が、接収した農地は、これを継続して、該部隊又は代行機関の統制管理下に置く。かかる部隊又は代行機関は、該財産の正当な会計、保存及び利用に関して財産管理官に責任を負わしめる。

オ2条 以前に日本国民(自然人又は法人)又は日本政府或は、その代行機関が所有していた農地であつて、陸軍部隊又は、朝鮮軍政庁の代行機関に接収されず、1945年12月6日附法令オ33号により、その所有権接与の結果、1945年9月25日附で、朝鮮軍政庁の所有となつたすべての農地は、該財産の保存、利用及び会計に関し、新韓公社を財産管理官の責任機関に指名して此れを管理せしむ。

オ5条 本令は、官報に公布即時に効力を発生する。

1945年12月19日

軍政長官指令により

財産管理官 ジョン・P・レブスレー

(9) 在朝鮮米國陸軍司令部軍政庁

法令才 57 号

才1条 預入命令

北緯38度以南、南部朝鮮内の自然人及び法人に下記事項を命令する。

(1) 1946年3月2日より3月7日まで才2条に列記した金融機関に自然人及び法人が、所有または占有する1円券以上の種類の日本銀行券または台湾銀行券の預入

(2) 1946年3月7日以後、かかる貨幣の輸出、輸入、領取、支払または故意に所有または占有またはその他移転等かかる取引の取扱または従事の禁止

才2条 指定金融機関

下記金融機関に預入者の名義で本令により日本円当座で日本銀行券及び台湾銀行券の受理を命令認可する。

朝鮮銀行 朝鮮殖産銀行 朝鮮銀行
朝鮮商業銀行 朝鮮信託株式会社 朝鮮貯蓄銀行
金融組合連合会

各金融機関は下記事項を遵守すること。

(1) 本令により預入した銀行券を其他貨幣と区別し保管を継続すること。

(2) 預入期間後、即時預入貨幣額を朝鮮ソウル軍政庁財務局に報告すること。

才3条

本令による日本銀行券及び台湾銀行券の預入当座は引出を許さず、無利子で据置し、現在または将来の貸付または負債の担保として、譲渡流通使用できない。

才4条 罰 則

本令の条規に違反した者は、軍政裁判所の決定により処罰する。

才5条 施行期日

本令は1946年2月21日夜半に効力が生ずる。

1946年2月21日

朝鮮軍政長官

米國陸軍少将 フーサー、J. ラーチ

(10) 銀行指令 (オ 5 号)

1 金融機関は、日本銀行券を朝鮮銀行券と交換してはならないし、日本銀行券を後日引出す目的では、預金として入金してはならない。

但し、本局が特に認可した時は、この限りではない。

2 日本銀行券は、その所有者の請求で保管され、同時に保管に対し、保管領収証を発行する。

保管引受後は、引出またはこの資金に対する貸金或は前貸を行つてはならない。

1946年2月25日

財務局長 チャールス・ゴールドン

(11) 銀行指令 (オ 6 号)

日本国民の預金の所有権は、1945年12月6日附法令オ 3 5 号オ 2 条により、1945年9月25日附で朝鮮軍政府に帰属した。

日本人が既往所有した預金の引出しを左の如く諸位に指令する。

1 即時帰属する正式許可状を所有した日本国民は、各世帯員(帰国正式許可を受けた)に日本銀行券で一金1,000円を引出すことを得る。

2 朝鮮に滞留する戸主である日本国民は、その生活費として成人1人に毎週朝鮮銀行券で一金500円を引出すことを得る。

1946年2月27日

財務局長 チャールス・ゴールドン

(12) 銀行指令 (オ 8 号)

1 1946年2月21日附告示オ 5 7 号により毫円券以上の日本銀行券の預入受理を命ず。

この預入は、日本銀行券預入勘定下に取扱われ、実行の他資金と分離し、資産負債表に記入しないこと。

預入られた日本銀行券は、後日指示がある時まで、各銀行にて保管すること。

2 日本銀行券1円券以下の補助紙幣は、以前の如く適用すること。

3 預入保管証を、預入者個人、代理人、会社、商事団体及び政治団体の名義で発行すること。

預入者が個人でない場合には、団体代表者が署名捺印すること。

4 預入保管証を当局にて配付するが、その保管証は3片で作成され、各片には必ずインクで記入すること。

各片には預入者及び実行当事者が各々その署名捺印すること。

オ 1 片は預入者に与え、オ 2 及びオ 3 片は実行もしくは貸行支店または代理店にて保管すること。

5 現在銀行に保管された日本銀行券は、今般発布された日本銀行券預入勘定に対着して、既に発行された保管証は今般配布される預入保管証と交換すること。

6 日本銀行券預入は3月2日から7日までとする。

この期間経過後には、日本銀行券1円以上は、預入してはならない。

7 台湾銀行券も上記条件で取扱われる。但し、

(1) 預入保管証は、台湾銀行券という名目下に発行すること。

(2) この預入は、台湾銀行券預入勘定下に取扱うこと。

(3) 台湾銀行券は、1円券以下でも預入れることができる。

1946年2月23日

財務局長 チャールズ・ゴールドン

(13) 銀行指令 (才 10 号)

1. 各金融機関は、1946年4月2日より同16日まで、保管預入された日本銀行券及び台湾銀行券を全部即時に各々その本店に移送し、同時にその保管領収証才5号を添付すること。

保管預入した日本銀行券総額は、保管領収証才5号総計と合致しなければならない。

2. 各金融機関は、保管領収証才2号を保管すること。
3. 右銀行券移送後には、各支店は日本銀行券を保持することを禁止する。各銀行又は支店が補助貨以外の日本銀行券を引受ける時は厳重に処罰する。

1946年3月21日

財務局長 チャールズ・ゴールドン

(14) 銀行指令 (才 12 号)

1. 法令才35号により、帰属した日本人個人、団体、商会、組合または協会の勘定に対して支払い利子は、今日よりすべて支払つてはならない。

但し、財務部命令により凍結解除された勘定に対する利子は、この限りではない。

2. 1945年8月9日以来、帰属した勘定より生成した利子の記帳は禁止すること。

但し、本財務部命令により、凍結解除された勘定に対する利子記帳は、こ

の限りではない。

1946年8月6日

財務局長 チャールズ・ゴールドン

(15) 太平洋米國陸軍總司令部布告才4号

(朝鮮の法貨に関する布告)

才1条 法貨

- 1 補助軍票である「A」印の円通貨は、1946年7月10日以後は北緯38度以南の朝鮮地域において、公私の弁済に使用する法貨とはならない。
- 2 1946年7月10日以後、補助軍票である「A」印の円通貨を所持することを禁ずる。補助軍票である「A印」の円通貨は法令の規定する所により回収される。

1945年9月7日附布告才3号の規定で本布告に不整合の点は茲に廃止する。

才2条 刑罰

本布告の規定に違反する者は、陸軍占領裁判所の判決に従いその所定刑罰に処する。

1946年7月1日

太平洋米國陸軍最高指揮官

ダグラス・マックアーサー

(16) 新韓公社の創立(法令才52号の改正)(法令才80号)

才1条 新韓株式会社を朝鮮軍政庁の一法人機関として茲に創立する。

新韓株式会社は、朝鮮国民の經濟振興を唯一の目的とする。

新韓株式会社は、軍政長官が後任者を任命する時まで、職務を執行する10名の理事がこれを管理する。

連事は、軍政長官の承認を得て、理事会にて制定した定款及び内規により、同公社を運営する。

新韓株式会社の本店は、朝鮮京城に設置し、支店は、軍政長官の承認を得て、連事の決定に従い設置する。

軍政が終了する時は、新韓株式会社は、朝鮮政府の責任に帰属する。

才2条 連事は公社連事会々長及び軍政長官が選任した各連よりの1名または1名以上の選出者をもつて構成される顧問会を設置し、連事長が顧問会々長を兼ねる。

顧問会は会長が召集する。

顧問会は連事に建議して、連事は主要な運営方針に関して顧問会に諮問する。

才3条 新韓株式会社の資本金は1億円とする。

株券は毎株50円とする。

公社株券は、全部軍政庁が単独引受して、東洋拓殖株式会社財産の實際的移転により、軍政庁が全額を払込む。

公社の責任は資本株券金額に限る。

本公社は、軍政庁または将来樹立される朝鮮政府だけがこれを解散せしめ得る。

才4条 1945年8月9日以後、東洋拓殖株式会社が所有した全財産は、茲に新韓株式会社に帰属する。

才5条 新韓株式会社は、左記の権限を有する。

- 1 本公社の株券を額面価格より低くなり価格をもつてする取得及び所有
- 2 軍政長官が署名捺印した一般告示の発令にもとづき、理事会の決議による資本の増加又は減少
- 3 朝鮮現行商法又は爾後施行される商法による株式会社の全権能
- 4 商法の規定により社債を発行する時には、社債総額は払込資本金額の1.0倍を超過せぬ限度で発行することができ、その社債発行及び附帯諸条件は軍政長官の認可を要する。
- 5 理事会にて決定された役員及び職員任命及び報酬
- 6 金属及び非金属等、天然資源の開採及び製錬、鑛産原料及び、化学用品の採取及び精製、商工業を目的とする物品の製造、機械動力用及び運輸用の諸機具、船舶及び航空機部分品及び備品、電気器具及び装置、織物及び食料品製造を包含した各種生産事業の経営
- 7 卸小売、倉庫業及び貯蔵業等、各種商業の経営
- 8 借地、農事試験所又は研究所の所有及び運用を包含した各種農業又は苗用地、又は造林地を包含した各種林業の経営
- 9 賃貸借契約及び備給契約により漁船、船渠又は魚類その他海産物の運搬、貯蔵、保管をする漁具及び設備の所有又は運用を包含した漁業又はその他海産物獲得を目的とする事業
- 10 軍政長官の指令により新韓株式会社の権限内の事業に関する商行為の取締及び監督、但し前掲事業には技術的援助の提供を包含する。
- 11 財産の所有または処分
- 12 その他本公社の目的達成に附帯及び必要な権限

才6条 本公社の理事、役員及び職員は公社の適切必要な業務の範囲内にて商社規定により職務し、職権を行使する。

才7条 公社の公示事項は一般新聞に掲載発表する。

才8条 本令は公布の日より有効とする。

1946年5月7日

朝鮮軍政長官

米国防軍少将 アーサー・L・ラーチ

(17) 外国との交易統制に関する件（法令才93号）

才1条 無免許取引の禁止

免許又はその他の方法で朝鮮軍政府により特別公認されたものを除外して、左記取引を禁ずる。

- (1) 朝鮮外の個人又は政治団体が直接又は間接に利害関係を有する取引
- (2) 朝鮮内のある個人又は、政治団体により所有、保持又は管理される下記形態の財産を包含する取引
 1. 朝鮮にある財産（又はそれに対する証拠）
 2. 金、銀、白金又はその他貴金属及びかかる金属を含有する貨幣又は地金
 3. 朝鮮内にての非法貨
 4. 所在の何処にあるを問わず、朝鮮内にての非法貨で表現され又は支払い、又は朝鮮外の個人又は、政治団体により発行又は創設され、又は朝鮮外の個人又は政治団体に対して、債権を創設したと主張する証書、流通証券、及びその他の所有権又は債務の証書
 5. 所在の何処にあるを問わず、朝鮮外の個人又は政治団体に対する、又は朝鮮内にての非法貨で表現された請求又は、それに関する証拠
 6. 所在の何処にあるを問わず、朝鮮外の個人又は政治団体が、いかなる性質の利害関係にあるを問わず、直接又は間接に利害関係を有する財産
- (3) 前述した禁止事項を忌避又は回避する目的で行い、または、これと同一なる結果をもたらす取引

才2条 財産及び債権の申告

本法令施行後60日以内に

- (1) 日本にある財産又は、日本にある個人或は財産、或は日本政府に対す

る請求、又はその証拠を除外して、本令才1条何項に記載された財産を直接或は間接に又は、その全額或は一部分を所有、所持又は管理する。

ロ 日本内の個人又は日本政府に対するものを除外した朝鮮外の個人又は政治団体に対し、履行期の到来、未到来を問わず、履行する債務を負担している者は、近くの朝鮮銀行支店又は指定代行所に、かかる資産又は債務に関する申告書を同支店又は代行所にて提供する様式により提出すること。

才3条 記録の保管及び検査

財務部長は、何人にも本令才1条に記載された財産又は取引に関する完全な書類の保管及び時には報告書の形式でも、その他の形式によつても、これに関する完全な通知を要求することができる。

この通知書は、以上に述べた者が保管する帳簿の記入事項、契約書類、書簡その他の書類を包含することができ、財務部長は、此等の書類の提出を要求することができる。

才1条に記載した取引に従事する者は、かかる取引が免許により有効であるか、或はその他の方法により有効であるかを問わず、それに対する完全な記録を保管し、かかる記録は、その取引期日後、最少2年間保管し、検査に役立つ様式にすること。

才4条 免許申請及び免許当局

本令にて禁止された取引の従事に関する免許又は許可に対する申請は免許当局である財務部長に提出すること。但し、1946年7月12日附外国貿易規則才1号により、外国貿易を許可する免許状又は許可状が、商務局により発行される時には、本令による別個の免許状は必要としない。

しかし商務局により発行された免許状又は許可状は、外国貿易に従事する前に、財務部により、その表面に認証をうけねばならない。

才5条 禁止された取引及び譲渡の無効

本法令により禁止された譲渡、取引及び本法令を忌避または回避することを目的とする、または、その様な効果をもたらす約束は、当初より無効である。

才6条 抵触される規定の一致化

本令と不一致又は本令規則と矛盾するすべての法律及び法規、又はその部分はここに廃止される。

才7条 定義

この法令内に使用されるとき、

(イ) 用語「人」は自然人又は法人を包含する。

(ロ) 用語「取引」は獲得、輸入、借入、回収、別途保管、報酬の有無を除かない受取、送金、売渡、譲渡、移転、輸出、抵当、担保、または、その他処理及び支払、償還、貸出、保証、または、その他本法令に記載された財産に関する取扱を包含する。

(ハ) 用語「財産」は産物及び土地その他すべての動産及び不動産及び期限の到来、未到来に拘らず、かかる財産に対する合法、正当又は経済的権利又は利害関係、または請求及び通貨、銀行満高、小切手、支払命令書、為替手形及びその他支払証券、及び株券、無記名株券、所有権証券、請求書、信用証券、社債券及びその他負債の証拠を包含する。

(ニ) 財産が某の氏名にてまたはその計算または利益の為に所持されるか、或はその指定人または代理人の負担となつてゐるか、或はそれがかかる財産の獲得、受取または、取得する権利、または、債務を有するときは、その財産はそれにより「所有、所持、または管理」とされると認定する。

(ホ) 本令において「朝鮮」というのは、38度以南の朝鮮を意味する

と認定する。

(c) 「政治団体」は政府及びその部署、補助機関、又はその代行機関を包含する。

オ8条 刑罰

本令の規定に違反する者は、陸軍占領裁判所の判決によりその所定の刑罰に処する。

オ9条 施行期日

本令は公付の日より効力を生ずる。

1946年7月4日

朝鮮軍政長官

米陸軍少将 プーサー、L. ラーチ

(18) 漁船及び船舶（オ6号）

オ1条 目的

本令の目的は、1945年12月6日付法令オ33号により、軍政庁に帰属した船舶に対する利用、保管及び債務に関し、朝鮮政府の各機関及び代行機関の責務を明白にするにある。

オ2条

本令の目的を完遂する為に、軍政庁に属する船舶の所有及び管理に関する現存事実を確実にすることが先ず必要である。かかる事実を確実にする為に、報告書が必要である。

報告書は、本令オ6条の施行期日後15日以内にこれを作成すること。

(i) 報告を要する該当者

1945年12月6日付法令オ33号により、朝鮮軍政庁に帰属した船舶を所有または管理するすべての自然人または法人及びすべての行政部署代理機関は、日付を付して署名した報告書5通を提出すること。

(ii) 報告内容

報告書は左記内容を包含すること。

- 1 報告者の姓名、住所及び報告船舶との関係及び所有または管理をするようになる権利と事由の説明及びその日付。
- 2 報告船舶の種類、船型、船号、信号文字及び船身長、船身長が120メートルを超過する場合には、積荷能力、登録港名、登録日、居住所在地及び使用目的。
- 3 報告船舶の推定価格、及び1945年8月9日以後これに関する収支内容、支出の目的及び収入の処分を明示すること。
- 4 報告者または代理人が報告船舶の所有または管理を継続する意思

の有無。

(イ) 報告書の提出

漁船に関する報告書は、朝鮮政府農務部（注：水産局）に直接または書留郵便で送付すること。

その他船舶に関する報告書は、朝鮮政府運輸部（注：海運局）に直接または書留郵便で送付すること。

海運局及び水産局は、順次にこの報告書を各運別に2通ずつ分類し、管財処に提出すること。

才3条 船舶の処置

管財処（または道管財課）はこの報告書を受領した後、報告された各船舶の処置に関し、軍政長官の指示及びその他現存法律要件に応じて、これを決定し、または特別命令を発令する。

処置命令は、報告者のこの船舶の所有もしくは管理の継続、または指定した時日及び場所にて特定者への引渡に関し規定する。かかる命令に関しては、左記一般原則を遵守すること。

(イ) すべての漁船は、朝鮮水産協会に譲渡もしくは引渡すか、または利用保管義務に関するその命令により運営すること。

(ロ) その他すべての船舶は、運輸部海運局に譲渡もしくは引渡すか、または利用保管義務に関するその命令により運営すること。

(ハ) 管財処（または道管財課）は、各処置命令書の写を朝鮮水産協会または運輸部海運局に送付すること。

才4条 罰則

茲に要求する報告をせず、管財処（または道管財課）の要求による船舶の所有権の譲渡または引渡をせず、所有権を証明する適当な合法的書類なくしてかかる船舶の不法所有を継続し、その規定に違反し、または本令の意図を忌避しようとした者は、法令才33号及びその他

これに該当する法律または規則に違反することと同様に処罰する。

才5条 命令範囲の制限

本令は、登記、監査、許可捺印、交通及び通関手続、関税、航空及びこれに関して従事する船舶または職員に関する同様な事項に関する法律の現存及び将来の要件には影響がない。

才6条 施行期日

本令は発布日より10日後に効力を生ずる。

(註) 本令において漁船というのは、1934年2月付改正日本政府通信省令才4号才3条（1935年2月付総令才20号により、朝鮮にも適用された）によりこれを規定する。

- 1 専ら漁に従事する船舶
- 2 漁撈に従事する船舶で、漁獲物の保蔵または製造設備を具有する船舶
- 3 専ら漁獲物またはその他製品運搬用の船舶
- 4 専ら漁業に関する試験調査または練習もしくは漁業取締に従事する船舶で漁獲設備を具有するもの。

1946年7月21日

軍政長官指令により

管財官 O. H. マンカー

(19) 既得された諸会社に依る報告(才5号)

才1条 目的

本令の目的は、在朝鮮米國陸軍*政府にて取扱つた財産及び資産を保持するための適当な管理を實行するために、法人、会社、産業社、組合等の資金の総収入及び総支出に重点をかける財政報告書の提出を要求するにある。

才2条 報告書提出

(イ) 3ヶ月毎の報告書

1. 軍政府管理下に運営されている法人、会社、産業社及びその他組合、団体等は、毎季の貸借対照表及び損益計算書を各目の部又は処長に提出して各長は毎季報告日に継続する才2月30日以内に、各報告書の謄本を財産管理処に提出すること。

毎季報告日を左の如く定める。

3月31日、6月30日、9月30日、12月31日

2. 如何なる部又は処に対しても、責任のない一部分財産管理官の代理機関として、軍政府管理下に運営される。法人、会社、産業社、及びその他組合、団体等は、毎季貸借対照表及び損益計算書を毎季報告日に継続する才2月30日以内に財産管理人に提出すること。

毎季報告日を左の如く定める。

3月31日、6月30日、9月30日、12月31日

3. 2道以上に亘つて事務所をもつていて、軍政府の為に、朝鮮人に依つて運用される法人、会社、産業社及びその他組合、団体等は、毎季貸借対照表及び損益計算書を毎季報告日に継続する才2月30日以内に、その主事務所が所在する道財産管理人に提出す

ること。

4. 1道内にだけ所在する法人、会社、産業社及びその組合、団体等は、毎月貸借対照表を法人、会社、産業社、組合、団体等に対して責任をもつ道財産管理官又は部又は処が定める期日に提出すること。

但し、如何なる場合であつても、毎月報告日に継続する翌月20日を超過しないこと。

月末營業終結日を毎月報告期日とみなす。

5. 法人、会社、産業社、又はその他組合、団体等は、本令に列記した外に報告日がある場合には、その法人、会社、産業社及びその他組合等は、同法人、会社、産業社又は組合等に対して責任をもつ道財産管理官、或は部又は処に、その事実を報告すること。法人、産業社、組合に対して責任のある道財産管理官或は部又は処は、かかる他報告日を利用する権限があり、財産管理処にかか

る実行を報告すること。

(ロ) 毎月損益計算書

1. すべての法人、会社、産業社、及びその他組合、団体等は、毎月損益計算書を法人、会社、産業社、又は組合団体等に対して責任をもつ道財産管理官、或は部又は処、或は独立した代行機関に提出すること。

計算書は、法人、会社、産業社、又は組合等の運用に関して責任をもつ道財産管理官、部、或は独立した代行機関が定めた期日に提出すること。

しかし、如何なる場合でも、毎月報告日に継続する翌月20日を超過しないこと。

2. すべての毎月損益計算書の謄本は、毎月報告日に継続する翌月

20日に財産管理処に送達すること。

オ3条 定義

(イ) 貸借対照表

貸借対照表というのは、特定営業終結期日における法人、会社、産業社又は、その他組合、団体等のすべての資産及び負債を表示する記帳をいう。

1 資産は、正常的に償却返済に適用することができる、或は返済を条件にした法人、会社、産業社或はその他組合等の全財産を意味する。

貸借対照表の資産は、不動産、現金、在庫品、貯蔵品、受取勘定等の財産の帳簿価格又は仕入原価を表示する。

2 帳簿の貸方は負債を意味する。

貸借対照表の貸方は全負債、投資及び剰余金又は赤字を包含する。

3 貸借対照表は、原価での在庫品を表示する。

在庫品の現市場近似価格は、貸借対照表に対する脚註でもつて表示される。

未使用当座貸越又は借越は、貸借対照表の脚註でもつて表示する。

(ロ) 損益計算書

特定期間中の(例、1ヶ月、3ヶ月等)法人、会社、産業社、組合、団体等の総収入及び総支出に関する報告書を損益計算書とする。

1 総収入は、特定期間中の(例、1ヶ月、3ヶ月等)法人、会社、産業社、組合、団体等が受取つたすべての資産に影響を及ぼす項目を意味する。

2 総支出は、特定期間中の(例、1ヶ月、3ヶ月等)法人、会社、

産業社、組合等の金銭上、又は財産上のすべての支出を意味する。

オ4条 損失又は財政的に不完全なる基礎の上に運営される企業

(イ) 道財産管理官、部、或又は独立代行機関は、継続的に2ヶ月間損失或はその境界にて運営されている法人、会社、産業社或は、其他組合、団体等の名簿2通を法人、会社、産業社その他団体等中どんなものを存続運動せしめるかに関する事情(意見に対する詳細な理由書を毎件に付し)及び推薦者とともに財産管理処に提出すること。

(ロ) 財産管理処は、個々の法人、会社、産業社、又はその他組合、団体等の存続又は解散に関する将来方針を決定する為、名簿、書類及び推薦書を国民経済委員会を通じて、軍政長官に提出すること。

オ5条 報告書提出に対する最初期日

(イ) 最初の毎期貸借対照表は、1946年6月30日に終結する3ヶ月に対するもので、最初の毎月貸借表は1946年6月30日に終結する1ヶ月に対するものである。

(ロ) 最初の毎期損益計算書は、1946年6月30日に終結する3ヶ月に対するもので、最初の毎月損益計算書は、1946年6月30日に終結する1ヶ月に対するものである。

1946年7月30日

財産管理官

米國籍重兵中佐 G. B. メンカー

(20) 各種帰属事業体運営に関する件(才8号)

才1条 目的及び範囲

- 1 本令は、諸帰属事業体の運営の爲の利用、保管、財務に関する朝鮮軍政庁所属各行政官、各機関及びその代行機関の責任を規定するを目的とする。
- 2 軍政庁財産管理官は、現在その管轄下にある帰属した各種企業体、会社、組合、その他事業団体一切(工業、鉱業、商業、請負業、酒業、銀行業、農業、林業、金融業、私立学校、保険業、運輸業、船舶業)の監理監督権(その運営権とその管理者乃至最高責任者の任命権を包含する)を管財処管財手続要項に規定する手続により、軍政庁各部処及びその代行機関の所管顧問官にこれを移管する。
- 3 軍政庁財産管理官が、一定の帰属事業体を運営するために任命した所管顧問官は、これに対する管理を監督する。
- 4 一定の帰属事業体を監督するために任命された所管顧問官は、軍政庁財産管理官に対して、当該事業体の適当な管理人の任命、原料の獲得、生産品の処分(但しその処分は関係指示法令、規則等によるを要する)、資産の維持保存に関する財政上その他の責任を負担する。
- 5 未発見又は隠匿された資産で帰属事業体に対するものの管理監督権も判明され次第、所管顧問官に移管される。

才2条 財政上その他の責任及び既存法令の改正

- 1 財産管理官が発した帰属事業体乃至帰属財産管理関係の管財令、手続要項その他の命令、指示その他任意事項によれば、報告書の提出その他の事務処理に対しては、帰属事業体乃至帰属財産を管理する軍政庁所属部処又はその代行機関はこれを行ふに規定されていたが、茲にこれを改正し、今後かかる事務処理は前記部処又はその代行機関の最高責任

者乃至その所管長官の顧問官をしてこれを行わしめる。

当該帰属事業体乃至帰属財産の維持、保存、保護、安全処理乃至管理に対する責任者は、如何なる場合でも当該顧問官がこれに当る。

本管財令の各規定は、既に軍政庁所属部、処又はその代行機関の管轄下にある各帰属事業体乃至帰属財産の管理に対し、これを適用する。

才3条 文書及び会計

- 1 京城市財産管理官を、本令適用上これを道財産管理官とみなす。
- 2 軍政庁所属部、処またはその代行機関の責任顧問官監督下に運営されている帰属事業体で、その位置が事実上1通にだけ属する場合には、管財令才5号により、各その文書と会計書類を適当に備置して所要報告書5通を所管顧問官に提出することを要する。

当該顧問官は、その中3通を道財産管理官に提出し、1通は軍政庁所属部、処、またはその代行機関の所管顧問官に提出するを要する。

- 3 道財産管理官は、いつでも所要報告2通を軍政庁管財処に提出する。
- 3 軍政庁所属部、処または代行機関の責任顧問官監督下に運営されている帰属事業体で、その事務所が2通以上、または全国にわたる場合には、各々その文書と会計書類を適当に備置して、所要報告書2通を所管顧問官に提出するを要する。

所管顧問官は、いつでもその中1通を軍政庁管財処に提出するを要する。

- 4 貸借対照表、損益表、固定財産購入承認申請書、固定資産状況変更報告書、その他報告書は、管財令才7号または爾後制定する管財令に規定した書式により提出するを要する。
- 5 軍政庁財産管理官は、文書及び会計書類に対する調査乃至監督の権利を有し、必要に応じて、追加報告を請求する権利をも有する。

才4条 固定資産支出

- 1 固定資産を支出するときは、事前に軍政府財産管理官の承認書を得るを要する。

かかる場合には、当該軍政府所屬部またはその代行機関の責任顧問官を経由して、軍政府財産管理官に申請書3通を提出するを要する。

- 2 当該附屬事業体の位置が1道内に局限した場合には、固定資産費支出申請書については左記手続をとるを要する。

当該事業体の所管責任顧問官は、固定資産費支出申請書5通を道財産管理官に提出するを要する。

道財産管理官は、右申請書4通を当該道庁の所屬局またはその代行機関を管轄する軍政府の部、処またはその代行機関の所管顧問官に自己の推薦状を添付し、提出するを要する。

軍政府の所管部、処またはその代行機関の顧問官は、申請書5通を自己の推薦状を添付し、軍政府財産管理官に提出するを要する。

- 3 固定資産費を不令施行日前に支出した場合には、所管顧問官が不令才4条才1項及び才2項により、所管事項を報告するを要する。

- 4 ここに固定資産費というのは、固定的、恒久的固定資産を取得または非常修繕または維持するための現金支出を意味する。

- 5 軍政府財産管理官が固定資産費支出を承認するには、その合法的権限内にてのみこれを行行。

才5条 運営の廃止

- 1 附屬事業体及び附屬財産の諸運営に関する全責任者は、前述した所のごとく、所管顧問官がこれに当る。

- 2 軍政府所屬部、処またはその代行機関の所管顧問官が、附屬事業体の一部または全部の運営を廃止しなければならないと認定するときは、建議書5通を作成し、これを管財処に提出するを要する。

軍政府財産管理官は審査と意見を求めるために、これに対する同意

書を添付して、中央経済委員会に提出するを要する。

軍政府財産管理会は、かくのごとくした後、正当な権限内で適当にこれを処理する。

- 3 附屬事業体の全部または一部の運営廃止に関する申請手続は、不令才4項に規定した附屬事業体の位置が1道内に局限した場合の固定資産費支出申請手続を準用する。

- 4 所管責任顧問官は、資産の売却または減損、無承認清算、不当支払、不当移転を防止するために、附屬事業体の運営を極力保護注意するを要する。

- 5 附屬事業体の運営廃止を軍政府財産管理官が承認した時は、当該附屬事業体の重役会長乃至管理人は自らその趣旨を道財産管理官に報告するが、もし全国にわたり運営されている場合には、当該附屬事業体の全部または一部に対する運営を廃止せしめる指令書を受けるために、この趣旨を軍政府財産管理官に報告するを要する。

重役会長、管理人及び所管顧問官は、運営を秩序よく廃止せしめる責任がある。

軍政府財産管理官が運営廃止をするには、その合法的権限内にてこれを行行。

- 6 不令施行日前に発生した附屬事業体またはその一部分の運営廃止に関する報告書は、不令才3条の規定により道財産管理官に提出し、当該附屬事業体の運営が全国にわたつた場合には、所管顧問官が管財処に提出するを要する。

その中1通は、如何なる場合でも軍政府財産管理処に提出するを要する。

1945年8月9日以後不令公布日まで、運営を廃止した事実

がない時は、ない旨の報告書を提出するを要する。

才6条 利益

- 1 法人、会社、組合、団体、その他附属体の全利益は、軍政府財産管理官の別途指示がある時まで、これを処分するを得ない。
- 2 軍政府財産管理官の承認書を得る前には、利益配当、利益配当を目的とした株券の発行、賞与金、給料、贈与、その他これに類した支払、処遇等を行うを得ない。

軍政府財産管理官が承認するには、その正当な権限内にてこれを行う。

- 3 本令布告前に決定乃至支払つた利益配当、及び利益配当を目的とした株券発行、賞与金、給料、贈与、その他これに類似した支払等に関する報告書は、本令才3条の規定により所管顧問官が軍政府財産管理官にこれを提出するを要する。

但し当該附属事業体の運営が全国に亘る場合には、この報告書を軍政府管財処に提出するを要する。

1945年8月9日以後、本管財令公布日まで、附属事業体に関し前記事項がない時は、ない旨の報告書を提出するを要する。

- 4 如何なる種類の附属事業体の管理人、責任者、その他職員も、自己または才三者を通じて当該事業体に属する部類の取引関係に参与するとか、またはこれによる利得もしくは利益を取得するを得ない。

但し、軍政府財産管理官にその取引することの内容及び性質を明示して事前にその許可書を得た場合には、この限りではない。

才7条 取収関係

- 1 所管責任顧問官が運営している附属事業体に所属する機械乃至施設を他の附属事業体に使用することが朝鮮のために最も有利であると決定する時は、左記手続を取るを要する。

- (1) 機械と施設を所有する附属事業体の管理人乃至重役会長は、当該機械または施設の価格を決定するために鑑定をするようにしなければならない。機械または施設を引継しようとする附属事業体の管理人乃至重役会長もかかる機械または施設の価格に関して鑑定を受けねばならぬこと。

所管責任顧問官は、独自の立場から鑑定をする責任がある。

右諸鑑定書は軍政府長官財産管理官に提出するを要する。

軍政府財産管理官は、その合法的権限内にてのみ、かかる使用権移転申請に対し、各々その承認または不承認を決定し、またその使用に対し各その賃借料その他約定乃至条件を決定する。

- (2) 軍政府財産管理官の承認書を得て機械その他施設を引受所管するようになつた責任顧問官は、即時移転物品名、移転期日、その前所在場所及び現在所在場所に関する報告書を軍政府財産管理官に提出するが、全国に亘る附属事業体に関してはこれを軍政府管財処に提出するを要する。いかなる場合においても1回は軍政府管財処に提出するを要する。

- (3) かかる使用権変更申請に関する承認申請書3通を軍政府管財処に提出するを要する。

上記申請に関する手続は、本令才4条に規定した固定資産購入申請書手続に準ずる。

- (4) 機械乃至施設を引受けた附属事業体は、当該機械乃至施設の使用に対して受諾した使用料を支払う準備を要する。

- (5) 前記機械乃至施設の使用に関するいかなる種類の変更があつても、事前に軍政府財産管理官の承認を得るを要する。これに関しては、管財令才7号に規定された管財書式を適用する。

当該使用の変更は、軍政府財産管理官の正当な権限内に属するも

のに属する。

軍政府財産管理官は、管理人乃至重役会会長が取引上並置した2個会社を代表するより利害関係者が双方を代表しないように注意するを要する。

2. 本令発令前に、機械乃至施設を購買、接受、売却、移転乃至撤去した附属事業体は、その承認の有無にかかわらず本令オ3条の規定に準じてその事実を明細に報告するを要する。

如何なる場合にも1通は軍政府管財処に提出するを要する。

所管顧問官は、該報告書提出に関して責任を有する。

1945年8月9日以後本令公布日まで該当事実がない時は、ない旨の報告書を提出するを要する。

オ8条 管理人乃至重役会会長の保証金

特定の附属事業体を運営するために軍政府財産管理官が任命した軍政府所属の各部処またはその代行機関の顧問官は、管理手続要領に準じて、それが任命した管理人乃至重役会会長に保証金を請求するを要する。

オ9条 報告期日

所要報告全部は、本令公布日して後30日以内に書面で提出するを要する。

後に新たに報告を要する事実が発生する毎毎に、10日以内にこれを書面で提出するを要する。

所管顧問官は、如何なる場合にも、該報告書の提出及びその内容の正確性に対して責任を有する。

1946年12月31日

軍政長官の指令により

軍政府財産管理官

米国陸軍中佐 ヘンリー・T. ヒンヨンプ

(21) 管財令オ8号の改正(オ9号)

管財令オ8号は、これを左の如く改正する。

(各種附属事業体運営に関する件)

オ1条 目的及び範囲

1. 本令は、各種附属事業体の運営を為す利用、保管、財務に関する朝鮮軍政府所属、各行政官、各機関及びその代行機関の責任を規定するを目的とする。

2. 軍政府財産管理官は、現在その管下にある各種附属企業体、会社、組合、その他事業体一切(工業、鉱業、商業、請負業、銀行業、農業、林業、金融業、私立学校、保険業、運輸業、船舶業等)の管理権(管理人乃至最高責任者の任命権を包含)及び運営権を管財処、管財手続要領に規定した手続により、軍政府各部、処又はその代行機関の所管長官にこれを委嘱する。

3. 各種附属事業体の管理権は、軍政府財産管理官が一定した附属事業体を運営するために、委嘱した所管部、処又はその代行機関の各長官がこれを行便する。

附属財産に関する管理乃至監督、法令指示、その他任命に関する一切事項は、所管顧問官の同意書を得るを要する。

4. 一定した附属事業体の管理を監督するために、委嘱された所管長官は、軍政府財産管理官に対し、当該事業体の適当な管理人任命、原料の獲得、生産品の処分(但しその処分は、関係指示法令規則等によるを要する)、資産の維持保存に関する財政上その他の責任を負担する。
5. 未発見又は、隠匿された資産と認定される附属事業体に対する管理の監督権も判明するに従つて所管長官に移管される。

オ2条 財政上その他の責任、既存法令の改正

1. 軍政府財産管理官が発した増減事業体乃至増減財産管理関係の管財令、管財手続要領、その他命令、指示、及び注意事項中、増減事業体乃至増減財産を監督する軍政府所屬部、処又はその代行機関が行うことになっているものは全部、前記部、処、又はその代行機関の長官が、その所管顧問官の同意書を得て、これを行うことに茲に改正する。

当該長官は如何なる場合にあつても、当該増減事業体乃至増減財産の維持、保存、保護、安全、処理乃至管理に対する責任者と看做す。

本管財令の各規定は既往軍政府所屬部、処又はその代行機関の監督下にある各種増減事業体乃至増減財産の管理に対し、これを適用する。

才3条 文書及び会計

1. 京城市財産管理官は、本令適用上、これを道財産管理官と看做す。
2. 軍政府所屬部、処又はその代行機関の責任官監督下に運営されている増減事業体で、その位置が事実上1道だけに属した場合には、管財令才5号により各その文書及び会計書類を適当に備置して所要報告書4通を所管監督官に提出するを要する。

当該監督官は、その中2通を道財産管理官に提出し、1通は、軍政府、所管部、処又はその代行機関の所管長官に提出を要する。

3. 軍政府所屬部、処又は代行機関の責任官監督下に運営されている増減事業体で、その事務所が2道以上、乃至全国的に所在運営している場合には、各その文書と会計書類を適当に備置して、事業体全般に關する所要報告書2通を所管監督官に提出を要する。

所管監督官は、いつでもその中1通を軍政府管財処に提出するを要する。

4. 貸借対照表、損益表、固定財産費支出承認申請書、固定資産状況変更報告書、その他報告書は、管財令才7号又は目後制定する管財令に規定した書式により、提出するを要する。

5. 軍政府財産管理官は、文書及び会計書類に対する調査乃至監督の權利を有し、必要に応じては、追加報告を請求する權利も有する。

才4条 固定資産費支出

1. 固定資産費を支出する時は、事前に軍政府財産管理官の承認書を得るを要する。

かかる場合には、当該軍政府所屬部、処またはその代行機関の責任官を経由して、軍政府の財産管理官に、申請書3通を提出するを要する。

2. 当該増減事業体の位置が1道内に局限された場合は、固定資産費支出申請書5通を道財産管理官に提出するを要する。

道財産管理官は、右申請書4通を当該道庁の所管局又はその代行機関に該当する軍政府の部、処、又はその代行機関の所管長官に自己の意見書を添付して提出するを要する。

軍政府の所管部、処、又はその代行機関の長官は右申請書3通を自己の意見書を添付して、軍政府財産管理官に提出するを要する。

3. 固定財産費を本令施行日前に支出する場合には、所管長官は、本令才4条才1項及び才2項により所要事項を報告するを要する。

当該長官は、いつでも、その中1通を軍政府財産管理官に提出するを要する。

1945年8月9日以後、本令施行日まで、固定資産費を支出した事実がなければないという報告書を提出するを要する。

4. 茲に固定資産費支出というのは、固定的、恒久的、固定資産を取得又は非常修繕乃至維持するための現金支出を意味する。

5. 軍政府財産管理官が固定資産費支出を承認するには、その正当な権限内にてこれを行う。

才5条 運営の廃止

1 帰属事業体及び帰属財産の諸運営に対する全責任者は、前記の如く所管長官がこれに当る。

2 軍政府所屬部、処又はその代行機関の所管長官が、帰属事業体の一部又は全部の運営を廃止せねばならぬと認定する時は、建議書5通を作成し、これを軍政府管財処に提出するを要する。

軍政府財産管理官は審査と意見を求める為に、これに対する同意書をこれに添付して、中央経済委員会に提出するを要する。

軍政府財産管理官は、かくの如くした後、正当な相限内で適当にこれを処理する。

3 帰属事業体の全部乃至一部の運営廃止に関する申請手続は、本令才4款に規定した帰属事業体の位置が一進内に局限した場合の固定資産費支出手続方法を準用する。

4 所管責任官は、資産の売却又は減損、繰上償還、不当支払、不当移転を防止するために常に帰属企業体の運営を極力保護し注意するを要する。

5 帰属事業体運営の廃止を、軍政府財産管理官が承認した時は、当該帰属事業体の重役会々長、乃至管理人は、当該帰属事業体の全部乃至一部に対する運営を廃止せしめる指定書を受けるために、自らこの旨を軍政府財産管理官に報告するが、もし全国に亘り運営されている帰属事業体である場合には、この旨を軍政府財産管理官に報告するを要する。

重役会々長、管理人及び所管長官は、運営を秩序よく廃止せしめる責任を有する。

軍政府財産管理官が運営廃止をするには、その正当なる相限内にてこれを行いを要する。

6 本管財令施行日前に発生した帰属事業体の全部又はその一部分の運営廃止に関する報告書は本令才3条の規定により、所管長官が軍政府

管理官に提出して、当該帰属事業体の運営が全国に亘る場合には、軍政府管財処に提出するを要する。そのうち1通は、如何なる場合でも軍政府管財処に提出するを要する。

1945年8月9日以後、本令公布日まで運営を廃止した事実がない時は、その認可の有無を問わず、ないという報告書を提出するを要する。

才6条 利益

1 法人、会社、組合、その他帰属事業体の全利益は軍政府財産管理官の別途指示がある時まで、各々これを積立てるを要する。

2 軍政府財産管理官の承認書を得る前には、利益配当、利益配当を目的とする株券発行、賞与金、給料、贈与、その他これに類似した支払乃至処分等を行うことはできない。

軍政府財産管理官がこれを承認するには、その正当な相限内にて、之を行いを要する。

3 本令公布前に決定乃至支払った利益配当、利益配当を目的とする株券発行、賞与金、給料、贈与、その他これに類似した支払等に関する報告書は、本令才3項の規定に準じて、所管長官が軍政府財産管理官にこれを提出するを要する。

但し、当該帰属事業体の運営が全国に亘る場合には、この報告書を軍政府管財処に提出するを要する。

1945年8月9日以後本管財令公布日まで、各帰属事業体に関し、前記事実がない時は、ないという報告書を提出するを要する。

4 帰属事業体の管理人、責任者、その他職員は、自己又は他人を通じて当該事業体に属する部類の取引関係に参与するか又はこれによる利得乃至利益を取得することはできない。

但し、軍政府財産管理官にその取引するものの内容及び性質を明示

し、事前にその許可を得た場合には、この限りではない。

オ7条 収収関係

(1) 所管責任官は、運営中である帰属事業体に所属する機械乃至施設を他の帰属事業体で使用することが、朝鮮の為に最も便利であると決定する時は、下記手続を取るを要する。

1 機械と施設を所有する帰属事業体の管理人乃至重役会々長は、当該機械又は施設の価額を決定するために、鑑定をするようにしなければならない。機械又は施設を引受けようとする帰属事業体の管理人乃至重役会々長もかかる機械又は施設の価額に関し、鑑定をうけるようにしなければならない。

所管責任官は、独立の立場で鑑定をする責任がある。

右鑑定書等は、各々その軍政庁財産管理官に提出するを要する。軍政庁財産管理官は、茲にその正当な権限内で、このような使用権移転申請に対し、各々その承認又は不承認を決定し、またその使用に対し、各々その賃借料、その他約定乃至条件を決定する。

(2) 機械その他施設を引受、所管するようになつた責任官は、軍政庁財産管理官の承認書を得た才即時、移転物品名、移転期日、その前所在場所及び現在場所に関する報告書を当該財産管理官に提出するが、全圖に亘つて運営する帰属事業体に関しては、これを軍政庁管財処に提出するを要する。如何なる場合でもそのうち1通は、軍政庁管財処に提出するを要する。

(3) かくの如き使用権の変更をしようとするには、当該承認申請書3通を軍政庁管財処に提出するを要する。

右申請に関する手続は、本令オ4款に規定した固定資産費支出申請手続に準ずる。

(4) 機械乃至施設を引受けた帰属事業体は、当該機械乃至施設の使用

に対し、受諾した使用料を支払う義務がある。

(5) 前記機械乃至施設に関し、使用の変更をしようとする時は、事前に軍政庁財産管理官の承認を得るを要する。

これに関しては管財令オ7号に規定された管財書式を適用する。

当該使用の変更は、軍政庁財産管理官の正当な権限内に属しているものに限り、軍政庁財産管理官は、管理人乃至重役会々長等が取引上、連累した2個会社を代表するより利害関係者で双方を代表しないように注意することが必要である。

2 本令発布前に、機械乃至施設を購買、授受、売却、移転乃至撤去した帰属事業体は、その承認の有無をとわず、本令オ3款規定に準じて、その事実を明細に報告するを要する。

如何なる場合でもその中1通は、軍政庁財産管理官に提出するを要する。所管責任官は、当該報告書提出に関し、責任がある。

1945年8月9日以後、本令公布日まで当該事実がない時は、ないという報告書を提出するを要する。

オ8条 重役会々長乃至管理人の保証金

一定した帰属事業体を運営するために、軍政庁財産管理官が委嘱した軍政庁各部、処又はその代行機関の長官は、管財処手続要領に準じ、管理人乃至重役会々長に保証金を請求するを要する。

オ9条 報告期日

所要報告全部は、本令公布日以後、30日以内に書面で提出するを要する。

後に新たに報告を要する事実が発生する時俾に、10日以内にこれを書面で提出するを要する。

所管責任官は、如何なる場合でも当該報告書の提出及びその内容の正確性に対し責任がある。

才10条 施行期日

本令は公布の日より効力を発生する。

1947年3月31日

軍政長官の指令により

軍政庁財産管理官

陸軍中佐 ハーリー・T. ビショップ

(22) 法令才33号により軍政庁に帰属した小事業機関処分に関する件

1 軍政庁に帰属した財産を取扱うに当つて、朝鮮人に事業体及び関係企業体の運営に対する責任を最大限度に負担せしむるを要する。

このような目的を達成する為には、事業機関を可及的速やかに朝鮮人に払下げねばならないと思料する。

2 貴官は右目的の為に、可及的速やかに左記諸条件に該当した計画と、その計画遂行の爲の機構に対する成案を作成することを指示する。成案に対する計画実施予定日も発表するを要する。

3 本指示において、一定した事業機関の所謂標準価格というのは、将来払下げの時に、残存固定資産についての1945年6月現在(必要な場合には或はその前年度現在)当該標準上に表示された価格によるを要する。

但し、前記日附現在の価格が記録されていない場合には、貴官が適当と思料する価格を決定し、これを記録するを要する。かかる標準価格は、現在市場価格とは、何等の関連がなく従つてそのことは適当な払下価格とも何等関連がないことを関係者に明白に理解せしめるようにするを要する。

4 (1) 払下げは下記(2)、(3)の場合を除外して、全部の一般販売または非開封入札によること。

その中で最高入札者に販売することを要する。

但しその期日、場所及び条件については、事前に充分にこれを公告するを要する。

(2) 適当と思料するときは、現在関係財産の主要部分を占有、運用、保管乃至所有している者と直接交渉し、払下げることを得る。

但し、その価格は左記諸標準に比して妥当であることを要する。

(3) 貴官は入札乃至競落価格が不適当と思料する場合には、その一部または全部を拒否することを得る。

当該財産に対する入札が2次にわたり、拒絶された場合には、当該財産を直接交渉により適正価格で払下げることができる。

但し直接交渉により払下げるときの価格は、拒絶した最高入札価格より多額であることを要する。

(4) 如何なる場合でも払下げのときに、当該財産に利害関係がない鑑定人2名以上の財産評価を得て、これを記録するを要する。

5. 適当であると思われる競落人には、長期信用貸付による規定を適当に設置するを要する。

6. 当該事業機関に対する買受願出人が能率的に運営乃至使用する能力があるかどうかを出来る限り調査するを要する。

7. 誰でも最初の一個事業機関に限り買受けることを許される。

但し、適当な対策が講究される例外は許される。

8. 事業機関の売買は、在朝鮮米軍政庁が干与する限り確定的なものであり、軍政庁が有している当該機関の所有権は購入者に帰属する。

但し購入者は売買契約書に規定された規則を遵守するを要する。

所有権名義移転の効力は、将来樹立される朝鮮政府の処理に依存する。

9. 売買契約書には、売買後2年以内に転売するを得ないという条項を設定するを要する。

但し、適当な対策が講究される場合には例外を認め得る。

10. 以上の諸規定により左の如き事業機関は、これを払下げることができる。

(1) 帳簿価格10万円未満の事業機関

但し、財産管理官が払下げた際、特殊な理由でその運営が困難であると認定するものは除外する。

(2) 帳簿価格10万円乃至100万円の事業機関 1個単位に属する機関で財産管理官が有望な朝鮮人に払下げれば有効に運営されると認定して払下げることができる。

(3) 帳簿価格100万円を超える事業機関

左記各1項に該当するものにより払下げることができる。

(1) 当該事業機関がある大産業機関に直接関連包含され、または主要な一部分をなすものではないと認定したとき。

(2) 財産調査官が、買受人が必ず運営し成功し、またその処理方法のみが国民経済上の貢献が大きいものと認定するとき。

四 軍政長官の特別な認可があつたとき。

1947年3月24日

南朝鮮軍政長官

アーサー・エーラーナ

(23) 日本人が今迄所有していた都会地の住宅払下げに関する件

- 1 貴官は、1945年12月6日附法令才33号により、在朝鮮米陸軍軍政府にその権利が現在帰属している都市住宅を朝鮮人に払下げることに對する詳載の計画を進めることを茲に指示する。
 - 2 貴官は本目的を計画してこれを実施するに當り、左記要領を可及的遵守実行することを望む。
 - (1) 現在住宅を持つていない朝鮮人世帯に、永住する適當な住宅を最大限度に提供すること。
 - (2) 適當な現市場価格で販売すること。
 - (3) 現金売買にすること。(その目的は余剩購買力を吸収して、インフレーションを防止するにある)但し、現金では到底所望する住宅を求めることのできない適格な買受願出人には掛売りを許すことができる。
 - (4) 住宅に居住しない者には、住宅の所有權が払下當時乃至それ以後に集中にならぬように防止する。
- 3 都会地所在の所謂住宅は、全部払下げる。但し政府が、現在保留しており、又は将来保留しようとしている住宅は、當分の間この限りではない。貴官は左記要領に留意して、各種、各様住宅の払下げ方法を決定するを得る。
- 4 1住宅は、1家族又は同家族員中1人に限り払下げ、家族員中に1人がすでに住宅を所有している当該家族には払下げることはできない。ここに家族というのは、慣例上1家に同居することになつてゐる血族、姻族、親族等の關係をもつものを指稱する。
- 5 貴官は、充分な調査と住宅販売に對する適切な制限その他の方法により、左記目的を潜脱しようとする不法な取引乃至活動を監視防止するを要する。

所要条件乃至制限に違反した購買者に対しては、その所有した住宅の權利を没収する規定を設定するを要する。

但し、前記没収規定は、その後これを有償で取得した善意のオ三者に適用することはできない。

- 6 住宅は払下げる前に全部貴官の認定した一定の原則により価格を鑑定するを要する。
- 7 払下は現市場価格による。払下げは一般に充分に公告をした後、競売又は非開封入札により、その最高入札者にする。但し左記の場合にはこの限りではない。
 - (1) 貴官は、当該住宅を正當に占有しており、払下當時に当該住宅に居住する者に、直接交渉により払下げることを得る。
 - (2) 貴官は、競売又は非開封入札にあつて、入札価格が2次にわたり不當であつたとして無効にする場合には、有資格買受願出人に適正価格で直接交渉により払下げることを得る。

但し、その価格は以前の合法の入札価格より高額であるを要する。

- 8 各契約書は、当該払下が在朝鮮米陸軍軍政府に對する限り認定的である。

将来、朝鮮臨時政府が樹立されれば、それにより処理されるという条項を設定するを要する。

現在帰属住宅を賃借している者が当該住宅を継続維持居住している間に、現在の住宅を買受けるように許諾される。

ともかく、買受願出人所属の家族中に自己住宅を所有している者は買受けることを許諾しない。以後数日中に買受願出人の所要資金その他の題目に關し詳細に発表するようにする。

- 9 財産管理官は、近日中に、南朝鮮各地に所在する大量の前日本人所有の小規模事業体及び住宅の払下を開始するかかる財産はその所有權を可及的

広範囲に分配し、朝鮮経済と朝鮮国民に可及的最大限度の福利を与えることのできる方法により処分される。

全体的に公平にするために、各道にて朝鮮人の協力と助言を充分に利用する。

これは朝鮮人諮問委員会を通じて行い、この朝鮮人委員は、各道知事、顧問官、各局長及びその他を以て組織された各道委員会にて任命する。

代表的な戦災民援会々長は、住宅払下計画を援助する諮問委員を指名する任命会の一員となれる。

小規模事業体払下計画を達成するために、買受願出人の資格審査及び1個事業体外の買受禁止規定を実施する委員会(京城市と京畿道にはこの目的のために2委員会を各別に設置する)、払下前に行う財産評価審査委員会を設置し、また住宅払下事務取扱のために同様の委員会を設置する。

その外に1945年8月9日以後に日本人住宅の不法買収に関し、登記簿を調査して各方面で蒐集した情報を報告する責任のある委員会が設置される。

以上各委員会が具備すべき資格は左の如くである。

- (1) 各委員会委員は、任命委員とまた任命委員会相互間に、血族8寸乃至4寸より親近な関係があつてはならない。万一委員が買受願出人と親近な関係があるときには、当該委員はその者の資格審査が終了するときまで当該会議に参席してはならない。
- (2) 小規模事業体に関する買受願出人資格審査委員会委員会は、買受願出人の成功可能如何と買受願出人の経歴及び名望如何を分明に判断するだけの事後的知識と経験が豊富であり、公平無私な市民であるを要する。
- (3) また住宅払下に関する諮問委員会は、各自の経営事業乃至従事職業において名望のある公平無私なる市民であるを要する。
- (4) 評価審査委員会委員は、財産価値査定が、各その現市場価格又はかか

る小規模事業体の利潤と均衡するか否かを判断するだけの事後的知識と経験が豊富な公平無私な市民であるを要する。

10. 中央管財処長は、婦孺事業機関が提供した担保物返還に関する管財政策前例第21号が1947年7月10日付で公布された22日次の如く発表した。

(1) 朝鮮内で法人が提供した担保物は、管財令第9号の規定により、当該機関の管理の委嘱を受けた軍政庁乃至南朝鮮過渡政府所屬部、処又はその代行機関の最高責任者の承認を得て、当該担保債務を弁済すれば、これを当該機関に返還することができる。

但し軍政庁財産管理官の承認は必要としない。

(2) 日本内にて設立された法人又は日本人個人乃至その組合員が所有している事業団体が提供した担保物は、法令第33号により帰属したので、軍政庁財産官の承認のないものは、だれでもこれを譲渡することはできない。

前記事業体の管理人は、当該担保債務の弁済と債務を担保とするために提供した担保物の返還に対する承認申請書を管財令第9号により当該事業団体の管理を委嘱された軍政庁乃至南朝鮮過渡政府所屬部、処又はその代行機関の最高責任者に提出するを要する。

そして前記最高責任者及び軍政庁財産管理官がこれを承認する時に、当該債務は弁済され、当該担保物は返還される。

軍政庁財産管理官は、今後数週間内に、大量の前日本人所有小規模事業体の払下を開始する予定である。かかる払下げに関し、軍政長官は、数日前に詳細な指令を発表した。

如何なる者が買受願出資格者になるかといえは、買受願出人は、

- (1) 朝鮮国民に限る。
- (2) 付日協力者として審査により有罪判決を受けた事実がないものでなければならない。
- (3) 過去5年以内に、純政治犯以外の罪による前科があつてはならない。但し、前科には、禁錮以上の犯罪だけが包含される。

(4) 既住の帰属財産を破損し、個人の利益のために、これを販売し、または帰属財産の経理記録を毀滅し偽造もしくは必要な記録の作成義務を怠った事実があつてはならない。

(5) 過去5ヶ年間、帰属財産の管理人として管理能力が不足である記録が証明される事実があつてはならない。

(6) 1945年8月9日現在、買受願出人の戸籍上正当な家族員中に、帰属事業体の全部乃至一部を買受けた事実があつてはならない。

但し、2個の事業体相互間に不可避な経済的関連性がある場合は、重複買受の例外を認定する。

前日本人住宅買受資格に関して

① 過去5年以内に、維政治犯以外による前科があつてはならない。

但し、同前科には禁錮以上の犯罪だけが包含される。

② これまでに帰属財産を破損し、または私利のためにこれを販売した事実があつてはならない。

③ 付日協力者として、審判により、有罪判決をうけた事実があつてはならない。

④ 購買者又は購買者所属世帯内家族中、現在住宅を所有している者であつてはならない。また他の住宅を取得しようとするものがあつてはならない。

⑤ 1945年8月9日以後、1世帯を分割した事実があつてはならない。買受願出人が前記の資格要件を具備した場合には、その買受申請は充分に考慮される。

前日本人所有の小規模事業体及び住宅の買受人に対する信用払下の条件は当該事業体の種類、買受人の資格及び信用払下一般危険率等、諸般の事情を参照して許されるが、その条件は一律的ではない。

最少限度、買受代金の2割は一時払とするを要し、代金残額に対する

利息は年5分乃至7分を付するものとし、契約期間は最高10年とする。然しながら買受人はいつでもその債務を一時に弁済することができる。

事業体の場合に、契約により払下げられた当該財産の所有権は、軍政府財産管理官が契約締結日より2年間、又は売買代金の5割を弁済する時までの期間のうち長い方の期間、これを保留せしめられる。

万一、前記所有権の保留期間中であつても、当該運営状態が甚の如き場合には、軍政府財産管理官が決定した弁済方法により、残額に対し抵当権を設定して、当該所有権を買受人に移転することができる。

契約により払下げた住宅においては、その所有権は、契約と同時に買受人に移転するが、権利書は、軍政府財産管理官が締結日より2年間又は、代金完済時の契約までの期間のうち長い方の期間、これを保留する。

前日本人所有財産の買受願出人は、払下契約条項により買受人に左記行為がある時は、買受財産又は事業に対する権利の所有権又は喪失され、占有物は没収される。

(4) 住宅買受に関する違反行為

1 買受資格に関し、虚偽陳述書を作成した時

2 すでに買受者所属世帯内に住宅を所有した者がありながら、自己又は他所所属世帯員名義で住宅を買受ける時

3 すでに1戸の住宅を買受け、或は買受手続中にある世帯が2戸買受けをする時

4 財産管理官の認定書を得ないで、買受日より、2年以内に買受けた住宅を転売する時

(5) 帰属事業体乃至その付属権利買受に関する違反行為

1 買受者資格に対し虚偽の陳述書を作成した時

2 事前に財産管理官の許可書を得ないで、事業体外に事業体の権利の全部乃至一部を買受けた時

3. 財産管理官の許可を得ずして買受日より2年以内に、買受けた株券または動産を転売した時

かかる契約条項違反により没収した財産は、競売により払下げられる。かかる場合にその再払下価格が最初の競売価格相当額に達しない時は、当該契約義務を違反した者は、その差額を現金で弁償する義務がある。

前記罰則は、管理人又は賃貸借居住者として、帰属財産を悪用不正管理又は不法占有した者に、当該財産の買受をせしめをいにするにある。同時に利息を課し割当額とその財産を取得しようとする者、又は取柄のために即時転売する目的で買受ける者を、懲罰しようとするにある。

しかし管理乃至保管している財産を自己所有物と同じく、善良なる管理者の注意で、管理、保存、運営した者に対しては、財産管理官或は、その諮問委員会は、良心的である責任感ある人士を信じて、当然に前日本人所有財産を買受ける資格をもつようになるのである。

かかる人士は、買受人又は所有者としての、各種便益を享受することができ、また貴重なる住宅又は事業体を取得することにより運営する。

安楽な住宅と、朝鮮國家に必要な物品の生産及び配給に提供できるよい事業場に転換し、指導者自身と、朝鮮國民全体を裨益することのできる機会をもつようになるのである。日本人所有小規模事業体と、住宅払下に対する時は各道財産管理処から新聞紙上で発表される。

1947年5月15日

南朝鮮軍政長官 アーサー・L・ラーチ

(24) 財産管理官の株主総会招集権 (法令才156号)

南朝鮮過渡立法院にて、首題の件に関し、法律を制定する時まで左による。

才1条 目的

本令の目的は、財産管理官が株式を所有する会社の株主総会の招集を容易且つ便利ならしめるにある。

才2条 株主総会招集権

財産管理官は、取締役選任その他株主総会の権限に属する事務を処理する為、その株式を所有する会社の株式総会を招集する権限を保有する。

才3条 通知

本令才2条による株主総会の招集は、株主総会期日30日前に通常郵便で各株主に通知するを要する。

各株主の住所は、株主名簿が保存されてあるときは、その株主名簿所載の住所によつて足りる。

その通知の写本は、少くとも株主総会期日15日前に各道管財処に公示する。

才4条 効力

本令の効力は、財産管理官に株主総会招集権を賦与することにより、株主総会の招集を容易ならしむるにある。

才5条 抵触する法令

本令と抵触する法令または規定は、抵触する範囲内にて効力を失う。

才6条 施行期日

本令は、公布の日より効力を生ずる。

1947年11月21日

右建議する 民政長官 安在鴻
右副署する 朝鮮軍政長官代理 O.G.ヘルミツク

(26) 軍政府財産管理官が株式その他利権を所有した

朝鮮内で設立された各種法人運営に関する件 (才10号)

才1条 目的及び範囲

- 1 本令は「朝鮮内に創立された法人管理に関する件」と附題した1947年9月17日附軍政長官指示を完遂し、その指示の趣旨の達成を期するを目的とする。
- 2 本令は、1945年12月6日附法令才33号により、株式その他利権が軍政府に帰属した朝鮮内で創立された法人に適用する。但し、軍政府財産管理官又はその上部の指示により、特に除外された法人は、この限りではない。
- 3 軍政府財産管理官は、当該法人の準拠法令、定款、細則及び軍政府管財処手続規定等により、正当に選ばれ資格が賦与された理事会に、当該法人に対する管理権を委譲する。

才2条 財政上その他の責任

- 1 1947年3月31日附理財令才9号により、現在当該法人の管理の委譲をうけている南朝鮮過渡政府部、処、乃至その他代行機関の所管長官に、軍政府財産管理官の代理人として、株主総会にて、帰属株式及びその他利権に対する議決権だけでなく、当該帰属株式及びその他利権に対する各種株主権の行使を茲に委譲し、またこれに対する責任を負担せしめる。当該長官は、軍政府財産管理官に、かかる権利の行使と当該権利に随伴した業務履行に対し、直接財政上、その他の責任を負担する。
- 2 当該長官が帰属された株式その他利権に対し、議決権を行使する時は、所管顧問官の同意書を得るを要する。

才3条 管理権の移管

理事会に対する法人管理権の移管事務は、一定した順序により行いを要する。

法人管理権を理事会に委譲する前に、左記手続を取るを要する。

- 1 軍政府財産管理官が設定した既存手続規定により、各その法人に関する予備調査を行うこと。
- 2 軍政府財産管理官の召集により、株主総会を開催すること。
- 3 選ばれた理事で理事会を組織し、理事会の権限を賦与すること。
- 4 当該法人の管理権は、軍政府財産管理官の書面により、当該理事会に正式に移管する。

才4条 記録及び報告書

- 1 本令により法人の管理を委譲された理事会は、左の如き記録及び会計文書の作成保管の責任と報告書作成の責任を負う。
 - (イ) 朝鮮現行法令、当該法人の準拠法令、定款乃至細則により要求する記録、会計文書及び報告書
 - (ロ) 軍政府財産管理官、その他所管当局がすでに要求した又は将来要求する記録、会計文書及び報告書
- 2 当該理事会は、軍政府財産管理官にその指令、指示により要求する各種報告書を提出するを要する。但し、当該法人の事業を健全に運営維持する能力があることを証明する特定法人に対しては、当該法人の株主権行使を委譲された当該長官の所管顧問官の同意を得た建議により、軍政府財産管理官は当該所要報告書提出回数を減少することを得る。
- 3 軍政府財産管理官は、かかる法人に対して、それが必要であると考える監査と会計検査を行う権限を保有する。かかる権限は、軍政府財産管理官又は本令才2条才1項により株主権行使を委譲された当該長官乃至所管顧問官がこれを行わせることを得る。

オ5条 特殊管理

1 本令により法人管理を委嘱された理事会は、軍政庁財産管理官の事前認可を得ないでは、左記行為を行行権限がない。

- (イ) 固定資産費支出の為の債務の負担、または固定資産費支出
 - (ロ) 運営中止又は運営方式の変更
 - (ハ) 配当金、賞与金、又はその他の形式で利益金の配当乃至支払又は当該許可行為
 - (ニ) 如何なる性質のものたるを問わず、贈与乃至寄附金の支出もしくは当該許可行為又は法人基金を業務以外に貸付する行為
 - (ホ) 接待費支出乃至当該許可行為。但し、この点に關し、軍政長官その他所管当局が発布した既存指示、所定条件による場合はこの限りに非ず。
 - (ヘ) 固定資産の取得又は処分行為
 - (ロ) 合同、併合、解散又は当該法人の組織乃至細則の変更
 - (セ) 理事、監事、又は管理人の俸給又は手当金の設定乃至その支払
- 2 前号各号に該当する行為の認可を申請する時は、所屬企業体その他、軍政庁財産管理官が、利権の一部を所有した企業体の管理の為に、設定した軍政庁管財処手続規定により行行を要する。

オ6条

本令の規定により法人管理権を正式に理事会に委嘱するときまでは、当該法人は、管財令オ9号により南朝鮮過渡政府所管部部長その他代行機管の長官が軍政庁財産管理官の代理人として、所管顧問官の同意の下にこれを継続管理するを要する。

オ7条 施行期日

本令は公布日より効力を発生する。

1947年12月6日

軍政長官の指令により

軍政庁財産管理官 ハーリー・T. ピンソップ

(26) 日本敵産管理人名義登記抹消に関する件 (法令オ162号)

南朝鮮過渡立法院にて、本件事項を審議し法令を制定するときまで左に示る。

オ1条 目的

本令は、前日本敵産管理人が管理する不動産に対する所有権の所屬を明白にし、かかる所有権登記を訂正するための簡易手続を設定することを目的とする。

オ2条 日本敵産管理人の管理財産

1941年12月23日附日本法律オ99号(敵産管理法)により、米国人、連合国人及び朝鮮で創立された法人所有不動産の管理を目的として、日本敵産管理人の名義で現在登記されているものは、茲にこれを全部抹消する。

オ3条 登記変更申請

米国人、連合国人及び朝鮮で創立された法人は、当該所有不動産が管理の目的で日本敵産管理人の名義で登記されているものに対し、所管登記官吏に、その確實なことを宣誓して左記事項を記入した申請書を提出し、当該不動産登記簿から当該登記を抹消せしめ得る。

- 1 申請者姓名
- 2 申請者の所有する不動産であり、現在日本敵産管理人名義で登記されている不動産の表示及びその所在場所
- 3 申請者が本令の条項により、日本敵産管理人の名義になつている登記の抹消を申請する説明

施行期日

本令は公布後15日後に効力を生ずる。

1948年1月15日

右編纂する	民政長官	安 在 鴻
右監査する	米國陸軍少將	ウィリアム・エフ・デーモン

(27) 接収法人の簡易運営手続 (法令才 185 号)

才1条(目的)

この法令は、1945年12月6日付法令33号によりその株式を接収された法人の再編手続を簡略化することを目的とする。

才2条(接収株式の移転)

令33号の諸規定により軍政府に接収された株式の所有者名ならびに持高を記載した、財産管理局の署名ある証明書の交付を受けた法人は、直ちに、株主名簿から当該所有者名による登録を抹消し、軍政府名による株式の登録を実行しなければならない。

更に、財産管理局によつて接収されたものと証明された株式の総数について、1945年8月9日付新株券を在韓米軍に給付しなければならない。

才5条(取締役及び監査役)

接収株式を行使する者によつて指名され、選ばれた取締役及び監査役は、その会社の株主であることを要せず、又、株式の寄託を要しない。

才6条(法的存在の存続)

株式会社の凡ての株式が法令33号により軍政府に接収された場合には、反対趣旨のいかなる法原理もしくは法令にかかわらず、その株式会社は、別個の法的存在として存続するものとする。

才8条

いかなる一般もしくは特別法の規定、会社設立の諸規定、法人の内規もしくは決定にかかわらず、以上の規定は、法令33号によりその株式が接収された凡ての法人に適用される。

才9条

この法令は、本令記載の日から効力を有する。

1948年4月24日

右議議する 民政長官 安 在 鶴

右副議する 朝鮮軍政長官 W. F. デイーン

(28) 米韓協定

○アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に
関する最初の取極

前 文

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、大韓民国大統領から
韓国駐在合衆国陸軍部隊総司令官にあてた1948年8月9日の
書簡及び韓国駐在合衆国陸軍部隊総司令官から大韓民国政府大統
領にあてた1948年8月11日の書簡にかんがみ、また、アメ
リカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政及び財産に関する最
初の取極の締結が望ましいことにかんがみ、下名は、このために
各自の政府の正当の委任を受け、次のとおり協定する。

第1条

アメリカ合衆国政府は、地方税務署の土地及び建物台帳並びに
図面簿と裁判所の土地及び建物登記簿とに国有財産として分類さ
れているすべての財産と、これらの財産のすべての改修物件及び
附加物件と、韓国所在合衆国陸軍政府及び南朝鮮臨時政府のす
べての現金及び銀行預金と、現在までにアメリカ合衆国政府によ
つて韓国経済に供与されたすべての救済復興用需品も含む韓国所
在合衆国陸軍政府の及び南朝鮮臨時政府の局、部及び機関が保

有するすべての設備、需品及び他の財産とに対してアメリカ
合衆国が保有しているすべての権利、権原及び利益を、ここ
に大韓民国政府に移転する。韓国の警備隊、警察又は沿岸警
備隊に供与されたアメリカ合衆国政府の軍用財産は、移転の
権限をアメリカ合衆国政府が韓国駐在代表者に与えるに従つ
て、随時に、大韓民国政府に移転する。軍用財産のこの移転
は、合衆国々務省海外物資清算委員会事務局を通じて且つ外
国清算委員会と大韓民国政府との間に締結される個々の協定
に従つて遂行する。大韓民国政府は、軍隊撤退の期間中韓国
駐在合衆国陸軍部隊の使用のために又はその管理の下に保持
する財産が、アメリカ合衆国政府の利用に供され且つ軍隊撤
退の期間中アメリカ合衆国政府に無料で保持されることに同
意する。

大韓民国政府は、A表に明記した財産が無料租借で合衆国政
府の一時的利用に供されることに同意し、更に、これらの財
産の修理及び維持のための韓国通貨によるすべての費用を負
担することに同意する。大韓民国政府は、南朝鮮臨時政府の
朝鮮銀行における当座貸越勘定に対する負債と、韓国所在合
衆国陸軍政府、その機関及び代理機関並びに南朝鮮臨時政府
の保証した借款に基く約束と、現在及び将来のあらゆる種類

の請求権を含む韓国所在合衆国陸軍々政府及び南朝鮮臨時政府の負担した他のすべての債務とを引受け、且つこれからアメリカ合衆国政府を解除する。

この項は、大韓民国政府に対する援助に関する協定がアメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に実施されるに至るまで、効力を有する。また手もとにある又は今後受領される救済復興需品をアメリカ合衆国政府が大韓民国政府に移転する限度までは、この移転は、漸次に秩序正しく行う。大韓民国政府は、アメリカの融資による需品について、受領、割当、分配及び会計の責任を負う。韓国所在合衆国軍々政府又は南朝鮮臨時政府による救済復興需品の売却から生じた円の純取得金及び受取勘定は、大韓民国政府に引き渡される。大韓民国政府は、この取得金を朝鮮銀行の政府名義の特別勘定に預け入れることに同意する。大韓民国政府は、更に、アメリカ合衆国政府が大韓民国政府に移転した又は移転することのある救済復興需品のすべての売却の取得金を、この特別勘定に預け入れることに同意する。この特別勘定からの支出は、アメリカ合衆国政府の首席代表者と大韓民国政府との間に合意される目的のためのみに行う。

合衆国々務省海外物資清算委員会事務局にとつて余剰であることを宣言され且つ現在までに韓国経済に供与されたある財産の売

却から生じた韓国通貨による純取得金及び受取勘定は、ここに大韓民国政府に移転する。

オ 2 条

アメリカ合衆国政府は、1945年9月9日とこの協定の実施日との間に引き渡された韓国経済のための日本国からのすべての輸入品から、同期間中に日本国に渡り出された韓国の輸出品の価額を控除したものについて、決済を行うことに同意する。

オ 3 条

アメリカ合衆国政府は1945年8月9日以後ドイツ国又はその国民、会社、協会、組合若しくは他のドイツ国の団体が全部又は一部を直接又は間接に所有し又は管理していた韓国所在財産を、ここに、アメリカ合衆国政府の保管から大韓民国政府の保管に移転する。大韓民国政府は、アメリカ合衆国がフランス共和国及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と協議して決定する韓国所在ドイツ資産の移転を容易ならしめるため、すべての必要な措置を執ることに同意する。

オ 4 条

アメリカ合衆国政府は、韓国所在合衆国陸軍々政府が現在所有し及び保有している朝鮮外国為替銀行の株式を、この銀行のすべての資産及び負債とともに、ここに大韓民国政府に移転する。ア

アメリカ合衆国政府は、アメリカ合衆国政府の韓国駐在首席代表者と協議して、その同意を得た後においてのみ割り当て及び使用するという条件で、現在この銀行で南朝鮮臨時政府の貸方となつてゐる外国為替の純残余额を、ここに大韓民国政府に移転する。アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間に更に合意が成立するまで、現行の外国為替管理は、大韓民国政府が維持する。

オ5条

大韓民国政府は、韓国所在合衆国陸軍々政府の命令オ3号に基いて帰属させられた戦前の公私の日本財産の処分で韓国所在合衆国陸軍々政府が既に行つたものを承認し追認する。この協定のオ1条及びオ9条に含まれているアメリカ合衆国政府による財産の取得及び使用に関する留保を除外して、帰属させられた売残財産、既得財産の賃貸及び売却から生じた支出されていない純取得金並びにすべての受取勘定及び売却契約は、次の方法で大韓民国政府に移転される。

- (a) すべての現金、銀行預金又は他の流動資産は、ここに、この協定の実施日に移転される。
- (b) 移転されるべき他のすべての帰属財産は、すべての入手しうる財産目録、図面、証書又は他の所有権証書とともに、貸借対照表、運営明細書及び既得財産の会計記録を添えて移転を秩序

正しく行いうる限りすみやかに、大韓民国政府に漸次引き渡される。大韓民国政府は、命令オ3号に基いて現在までに帰属させられた財産でこの条の規定に基いて大韓民国政府に移転された又は移転されるものを、韓国の人民の利益のために受領し管理する別個の政府機関を設置することに同意する。

大韓民国政府は、この条に従つて大韓民国政府が取得する韓国所在の戦前の日本財産について日本国と戦争状態にあつた国の国民が直接又は間接に有する権利及び利益を尊重し、保存し、保護する。但し、この権利及び利益が、命令オ3号の実施日の前に善意の移転によつて合法的に取得されたことを条件とする。

大韓民国政府は、この条に掲げた財産の帰属決定、管理及び処分から生ずる現在及び将来のすべての請求権を含むすべての責任から、ここにアメリカ合衆国を解除する。

オ6条

日本帝國政府が自国の戦時規則に基いて差し押え、没収し又は保管した連合国、国民の韓国所在財産は、日本帝國政府によつて敵産として取り扱われ且つオ5条の規定に基いて大韓民国政府に移転される他の者の韓国所在財産とともに、正当の所有者に返還されるまで、大韓民国政府が保護し保存する。但し、所有者が合

理的な期間内に財産の返還を要請することを条件とする。大韓民国政府は、所有者と大韓民国政府との間の相互の合意により別段の定がある場合を除き、認定できるすべてのこれらの財産を返還することを約束する。韓国所在合衆国陸軍政府が開始した政策を引き継ぎ、大韓民国政府は、所有者の管理の下に置かれていなかった期間中のこれらの財産の損害又は損失について、日本帝国の政府、機関、代理機関又は国民により戦争用として差し押えられ、没収され又は保管された韓国人財産の損失又は損害について大韓民国政府が補償を支払うのと同じ程度まで所有者に補償することを約束する。大韓民国政府は、この協定の実施日の前にこの条件に掲げた財産の管理から生じた請求権に関する責任から、ここに、アメリカ合衆国政府を解除する。

オ 7 条

アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、1945年9月9日からこの協定の実施日までに韓国経済のために供与された電力に対して韓国駐在ソヴィエト官憲に支払うべき未払債務の満足な決済をはかることにつき、協力することに同意する。アメリカ合衆国政府は、更に、未払債務の公正な価額をソヴィエト及び合衆国の官憲の代表者が協定したときはいつでも、この債務を清算することに同意する。

オ 8 条

アメリカ合衆国政府は、1945年9月9日から1948年6月30日までの期間に韓国経済から韓国駐在合衆国陸軍部隊のためにこの部隊に供与されたすべての貨物、役務及び施設と、アメリカ合衆国の政府、その公務員、雇用員又は機関及び代理機関に対するあらゆる種類のすべての請求で前記の期間中の韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大韓民国の政府、国民又は他の個人及び団体が提起した又は提起することのあるものに対して、韓国所在合衆国陸軍政府を通じて、韓国に公正なドル貨価額で償還を行つた。

大韓民国政府は、この支払が前記の期間中に韓国駐在合衆国陸軍部隊によつて使用された又はこの部隊に供与されたすべての貨物及び役務と、アメリカ合衆国政府、その公務員、雇用員又は機関及び代理機関に対するあらゆる種類のすべての請求で1945年9月9日から1948年6月30日までの期間合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として大韓民国の政府、その代理機関、国民又は他の個人若しくは団体が提起し又は提起することのあるものに対し、充分な、最終的な且つ完全な決済となることに同意する。大韓民国政府は、更に、1948年7月1日前の期間中の韓国駐在合衆国陸軍部隊の韓国占領の結果として生じたあらゆる種類の

すべての請求から、アメリカ合衆国政府、その公務員、雇用員若しくは機関及び代理機関、合衆国の国民又は他の個人及び団体を解除し、且つ損害なく救済することに同意する。大韓民国政府は、韓国に対する前記の支払を行わしめた協定を、ここに承認し追認する。

大韓民国政府は、また、「韓国所在合衆国陸軍々政府資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から使用された資金に対するすべての債務を負担し、且つ、この債務からアメリカ合衆国政府を解除する。大韓民国政府は、韓国駐在合衆国陸軍部隊司令官が現在「韓国所在合衆国陸軍々政府オ2資金勘定」という名義の朝鮮銀行当座貸越勘定から引き続いて円を引き出すことに同意し、アメリカ合衆国政府は、この勘定から引き出した円で韓国経済から得たすべての貨物及び役務の公正なドル貨価額を、ドル貨又は他の合衆国資産によつて大韓民国政府に支払うことに、ここに同意する。

オ9条

- (a) 合衆国々務省海外物資清算委員会及び韓国所在合衆国陸軍々政府を通じてアメリカ合衆国政府が現在までに韓国経済に供与したある財産（この財産の売却から生じた韓国通貨による純取得金を含む。）の対価として、大韓民国政府は、この財産の韓

国所在合衆国陸軍々政府への移転をまかなつた海外物資清算委員会の記録に示す2,500万ドル相当額をこえない、この財産の公正な価額を、この条の条項に規定した方法でアメリカ合衆国政府に支払うことに同意する。利息は、この財産の総公正価額の未払残高に対して1948年7月1日から年 $2\frac{3}{8}$ パーセントの率で附され、毎年7月1日を支払期日とし、この日韓国通貨で支払う。オ1回支払は、1949年7月1日に行う。

- (b) アメリカ合衆国政府が指定する時期に及び指定する額で、大韓民国政府は、この条に掲げた負債として支払期日のきた残高の全部又は一部を、支払期日がきている未払の利息があるときはこれを含め、この条の(d)に規定した財産について行つた貸方を控除して韓国通貨で支払い、アメリカ合衆国政府は、前記の負債として支払期日のきている残高を、韓国通貨に対する合衆国ドルとして相当額で貸記する。アメリカ合衆国政府がこうして受領した通貨は、この条の(c)に掲げた規定に従つて使用する。
- (c) アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、この条の(b)に規定したようにアメリカ合衆国政府が受領する韓国通貨とこの条の(a)に規定した利息としてアメリカ合衆国政府が受領する韓国通貨とを、韓国において支出しなければならない、また、次のものための支出も含めて韓国におけるアメリカ合衆国政府の支出

の全部又は一部の支払のために使用できることに同意する。

- (1) 両国政府が相互に合意する教育計画
- (2) 財産改修物件も含む、有形又は無形の韓国所在の不動産又は動産でアメリカ合衆国政府が関心をもつものの取得。この財産は、オーに、この協定の補足書に掲げた財産を含む。
- (d) アメリカ合衆国政府の要請により、大韓民国政府は、アメリカ合衆国政府がこの条の条項に従つて合意により取得する財産に対する権原を引き渡さなければならない。大韓民国政府がこの財産に対する権原をアメリカ合衆国政府に引き渡したとき直ちに、アメリカ合衆国政府は、この条に基づいて、大韓民国政府の勘定にこの財産の協定公正ドル価額を貸記する。
- (e) 両国政府間の特別協定に規定されている場合を除き、アメリカ合衆国政府はこの条の(b)及び(d)に規定した韓国通貨による支払又は韓国所在財産の権原の引渡しであつて、その総合々計額のうち、7月1日に始まる会計年度中に500万ドルとこの条の(a)に規定した支払期日をもち且つこの条の(a)に規定したように支払うべき利息との和の相当額をこえているものを、大韓民国政府に要請してはならない。
- (f) この協定の条項に基づいて大韓民国政府が負担したドル貨債務の円貨相当額は、大韓民国政府とアメリカ合衆国政府との間の

合意によつて計算する。この計算は、各支払の直前に行う。

いずれの場合における円貨相当額も、各取引の際にオ三者が適法に利用できる換算率によるところに比べて、アメリカ合衆国政府に不利であつてはならない。

オ10条

大韓民国政府は、この協定の条項に基づいてアメリカ合衆国政府に供与された設備、需品及び他の財産の再輸出又は転用を許可しないことに、ここに同意する。

但し、再輸出又は転用がアメリカ合衆国政府の正当な委任を受けた代表者に承認されたときは、この限りではない。

オ11条

大韓民国政府は、韓国所在合衆国陸軍々政府の現行のすべての法律、命令、条例及び規則並びに（又は）大韓民国政府が廃止し若しくは修正するまでは南朝鮮臨時政府の現行のすべての法律、命令、条例及び規則を、引き続いて有効とすることに同意する。

オ12条

相互に満足な有効通商条約の交渉が成立するまでの間、締約国は、韓国において合法的業務に従事する連合国々民及び商社が現在享有している権利及び特権が尊重され確認される

ことに同意した。

ア 13 条

この協定の条項に基づいて大韓民国政府に移転する勘定、財産及び運営用施設の行政上の管理は、この協定実施日から30日以内に又は大韓民国政府がその運営及び責任を負う用意ができたとき直ちに、権限を有する大韓民国政府の官憲に漸次に且つ秩序のある方法で引き渡される。但し、帰属財産並びに救済復興用備品の行政上の管理は、この協定の実施日から90日以内に又は大韓民国政府がその運営及び責任を負う用意ができたとき直ちに引き渡される。

ア 14 条

韓国駐在合衆国陸軍部隊が韓国から撤退するまでは、アメリカ合衆国政府及び大韓民国政府は、韓国駐在合衆国陸軍部隊による一定の輸送上、通信上及び他の施設及び業務の利用について韓国駐在合衆国陸軍部隊と韓国所在合衆国陸軍政府の諸部局との間にあらかじめ行われたすべての協定に拘束され、且つ、これを尊重することに同意する。

この協定は、韓国人民衆会がこの協定に同意した旨のアメリカ合衆国政府への正式の通告と同時に効力を生ずる。

1948年9月11日韓国京城において、イギリス語及び朝鮮語で本書2通を作成した。イギリス語及び朝鮮語の本文は、同一の効力を有するが、相違がある場合には、イギリス語の本文による。

アメリカ合衆国政府のために

ジョン・ジュー・ムツナオ

大韓民国政府のために

リー・ブム・スク

チャン・タイク・サン

(29) 帰属財産処理法 (韓国法律第74号 1949年12月19日)

第1章 総 則

第1条 本法は、帰属財産を有効適切に処理することによつて、

産業復興と国民経済の安定を期することを目的とする。

第2条 本法による帰属財産とは、1948年9月11日附大韓民国政府と米国政府間に締結された「財政及び財産に関する最初の協定」第5条の規定により大韓民国政府に移譲した一切の財産をいう。但し農耕地は別に農地改革法によつて処理する。

1945年8月9日以前に韓国内において設立され、その株式又は持分が日本機関、その国民あるいはその団体に所属された営利法人又は組合その他に対しては、その株式又は持分が帰属したもの（以下帰属された株式又は持分という。）とみなす。

1945年8月9日以前に韓国内において設立され、その理事行使権又は社員権が日本機関、その国民又はその団体に所屬された財団法人又は社団法人に対しては、その理事行使権あるいは社員権も帰属されたもの（以下帰属した理事行使権又は社員権という。）とみなす。

第3条 帰属財産は、本法及び本法の規定により発する命令の定

めるところにより、国有又は公有財産、国营又は公営企業体に指定されたものを除き、これを大韓民国の国民又は法人に売却する。

第4条 帰属財産は、前条により指定又は売却されるときまで他の法律に特別の規定がない限り、本法の定めるところにより政府がこれを管理する。帰属財産中国営又は公營に指定されたものは、当該財産に関する法令が実施されるときまで政府がこれを管理する。

第2章 国有と私有

第5条 帰属財産中大韓民国憲法第85条に列举した天然資源に関する権利及び營林財産として必要な林野、歴史的価値ある土地建物、記念品、美術品、文籍、その他公共性を有するもの又は永久に保存を要する不動産及び動産は国有又は公有とする。

政府公共団体で、公用公共用又は公認の教化厚生機関で、公益事業に供するために必要な不動産及び動産に対しても前項と同じ。

第6条 帰属企業体中大韓民国憲法第87条に列举した企業体、重要な鉱山、製鉄所、機械工場、その他公共性をもつ企業体は、これを国营又は公營とする。

オ7条 前2条により国有又は公有、国营又は公営となつた財産及び企業体の指定に関する順序は、大統領令をもつて定める。

オ3章 売 却

オ8条 帰属財産の売却は左の四種に分けられる。

1 企業体売却

帰属財産中日本機関、その国民又はその団体が、営利を目的とした事業に供用した不動産、動産、その他諸権利等一切の財産を総合的単一体として評価し、売却するものである。但し企業体として存続する価値がないときは又は企業体運営に支障を来たさぬときは、その財産を分割して売却することができる。

2 不動産売却

帰属財産中、前号に規定した企業体に属さない住宅、店舗、宅地、その他不動産を売却する。

3 動産売却

帰属財産中オ1号の規定に属さない動産を売却する。

4 株式又は持分売却

帰属した株式又は持分を売却する。但し、企業体運営に支障を来たさないときは、オ2条オ2項に該当する企

体においても法人又は組合その他を解散し、その財産を分割して売却することができる。本解散には商法の解散の規定を適用しない。

財団法人又は社団法人で経営する帰属事業体の売却をするときは、前項オ1号又はオ4号の例による。

オ9条 左の各号の一に該当する者は帰属財産の買取人にならない。

- 1 禁治産者又は準禁治産者
- 2 破産宣告を受け復権しない者
- 3 禁錮以上の刑を受けその執行中又は執行猶予中の者
- 4 公民権を剥奪された者
- 5 帰属財産の管理運営に関し不法処分、故意破産又は故意毀損虚偽報告等事実ある者とその家族
- 6 帰属財産の買取又は貸借、管理に関しオ21条、オ22条オ3項又はオ36条に該当するものとして契約の解除又は取消を受けた事実ある者
- 7 その他法令に依り禁止された者

オ10条 同一家族に属する者の中、ある一員が帰属財産の企業体又は住宅及び敷地以外の不動産を買取した場合には、その家族に属する者はこれを再び買取できない。但し企

業体運営上不可避な必要がある場合には、その企業体経営者に限り例外とする。

才11条 同一家族に属する者の中、ある一員が帰属財産の住宅又は敷地を買取した場合には、その家族に属する者はこれを再び買取できない。敷地の売却は買取者1人に対して200坪以下とする。但し個人住宅用住宅以外の建物を建築すべき時は例外とする。

才12条 同一家族に属する者の中或一員が買取すべき帰属住宅又は敷地を中心に20軒以内の地域に住宅を所有している場合には、その家族に属する者は帰属住宅又は敷地を買取出来ない。

1945年8月9日以後前項の住宅を1年以上兼有又は兼占した事実がある者もまた同様である。

才13条 本法に於て同一家族に属するものとして賃借、管理買取を禁止された事項は、同族会社を組織した時にもまた同じ。

前項の同族会社とは、株主もしくは社員の一員、又は株主もしくは社員の一員とその家族の株式金額又は出資金額の合計がその法人の株式金額又は出資金額の2分の1以上に該当する会社をいう。

帰属財産の賃借、管理、売却を受けることにより、2個

以上の企業体に前項同族会社と同様の結果を生むことは出来ない。

才14条 前5条の規定は、本法施行前に帰属財産を買取した者にも適用する。

才15条 帰属財産は、合法的であり、思想が穩健で運営能力のある善良な縁故者、従業員又は農地改革法により農地を買取された者と住宅においては特に国家に功労ある無住宅者、その遺家族、住宅のない貧困な勤労者又は帰属住宅以外の住宅を求めることが困難な者に優先的に売却する。

公認された教化、厚生その他公益に関する社団又は財団として営利を目的としない法人が必要とする帰属財産に対しても優先的に売却出来る。

才16条 前条による売却が不能又は不適当と認定される時には、一般又は指名公売に付し最高入札者に売却する。

同一財産に対する入札が2次にも不適当だと認定される時にはその財産を随意契約により適正価格で売却出来る。

但しこの場合適正価格は拒否した最高入札価格より高価とせねばならない。

才17条 帰属財産の買取者の選定は、管財委員会の審査を経て

財産の業務を所管する各部長官が行う。

オ18条 帰属財産の売却価格は、その財産の売却契約当時の時価を下ることは出来ない。

前項の時価にはオ23条の金額を参酌加減し決定せねばならない。

オ19条 帰属財産の売却代金は全額現金納付を原則とし、動産売却以外の財産売却については、最高15年の期限で分割し納付することができる。

前項の規定により売却代金を分納する場合には、オ1期分納金は売却代金の10分の1以上とせねばならない。

売却代金納付期間中一般物価の変動が顕著な時には、それ以後の納付金額は法律により変更出来る。

帰属財産の売却代金は農地改革法による農地証券で納付出来る。

オ21条 帰属財産の買取者が指定期日内に売却代金又は分納金を納付しない場合には、大統領令の定めるところにより所定の過怠金を徴収するか、又はその契約を解除することが出来る。

オ22条 帰属財産の売却に当りその売却契約当時から2年以内に売却金額の5割以上又は4年以内に売却金額の7割以上を

納付した者に対しては、政府に対する納付金残額に相当する抵当権設定により帰属財産の所有権を買取者に移転させることが出来る。

帰属財産の買取者は、その財産の所有権が移転される時までは、本法オ4章に規定する管理者の義務を履行せねばならない。

前項に規定する義務に違反する時にはその契約を解除することが出来る。

オ23条 前2条により契約の解除を受け又は転業、移住その他によりその契約を抛棄する者に対しては、その状況により左の措置をとることが出来る。

- 1 既に納付した保証金又は売却代金の全部又は一部の返済
- 2 その財産の価値を増加するために支出された費用に対する全部又は一部の償還
- 3 その財産の管理運営期間中取得した利益と賃貸料に該当した金額の納付
- 4 買取者の責任に因る財産の被害に対する賠償

前項オ3号、オ4号の納付又は賠償を怠つたときは国税滞納処分の例による。

オ19条オ3項の規定は、本条に準用出来る。

オ4章 管 理

オ24条 本法オ4条の規定に依り国家が管理する帰属財産は、大韓民国の国民又は法人に貸借できる。

オ16条オ3項は、前項の貸貸借料に準用する。

オ25条 政府は、前条の規定に依り貸貸を適当としない帰属財産に対しては管理人を選定して管理する。

オ26条 オ9条各号の1に該当する者は、帰属財産の貸貸借又は管理を受けることができない。

オ27条 オ10条ないしオ12条の規定は、本章貸貸借又は管理に準用する。

オ28条 前2条の規定は、本法施行前に帰属財産の貸貸又は管理を受ける者にも適用する。

オ29条 オ15条の規定は、帰属財産の貸貸借又は管理に適用する。

オ30条 重要な帰属企業体に対しては、9人以内の共同管理人を選定、理事制を実施することができる。

オ31条 帰属企業体の貸借人又は管理人は、管財委員会の審査を経てその企業体の業務を所管とする各部長官が任免する。

帰属された株式又は持分の貸借又は管理においてもまた

同じ。

オ32条 帰属財産の管理人は、大統領令の定めるところにより相
当な報酬を受けることができる。

オ33条 政府は、帰属された株式もしくは持分に対する株主又は
社員その他持分権者としての権利又は権限の全部もしくは
一部をその帰属財産の貸借人又は管理人をして行使せしめ
得る。

帰属された理事行使又は社員権の場合においてもまた同
様とする。

オ34条 帰属財産の貸借人又は管理人は、左の事項を遵守せねば
ならない。

- 1 国家産業の復興と国民福祉のためにその財産の最大の
価値を発揮するよう運営すること。
- 2 政府指示の下にその財産を保存し、政府の承認なくし
てその財産の移動、転貸又は処分することはできない。
- 3 その財産を善良な管理者注意のもとに保存し、その財
産価値又は効用を減少することはできない。
- 4 正確な記録と会計帳簿を整備し置くこと。

オ35条 左の各号の一に該当する場合には、その貸貸借又は管理
契約を取消し、その帰属財産の返還を命ずることができる。

1 本法に規定する不適格条件に該当すると認められたとき。

2 本法に規定する貸借人又は管理人の義務に違反するとき。

3 財産の管理運営に関する政府の指示命令を遵守しなかつたとき。

才36条 才33条の規定は、前条により契約を取消され又は転業、移住その他に因りその貸借又は管理契約を抛棄する者に、その情状に依り適用できる。

才5章 管財機関

才37条 本法に規定する事務を管掌するために国務総理直屬下に管財庁を置く。管財庁の事務を分掌するために地方に管財局又は出張所を置く事が出来る。

前項に規定する各機関の名称、管轄区域、職制、公務員の種類、定員、報酬に関する規定は大統領令で定める。

才38条 国務総理直屬の下に帰属財産に関する重要事項を調査審議するために管財委員会を置く。管財委員会の組織と職制その他必要な事項は大統領で定める。

才39条 国務総理直屬の下に帰属財産処理に関する新設を審議決定するため帰属財産訴訟審議会を置く。

前条才2項の規定は、帰属財産訴訟審議会に準用する。

才6章 罰則

才40条 不法に帰属財産を取得、処分、滅失、破壊、毀損又は隠匿した者は、5年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

但しその財産の価格が30万円を超過する場合の罰金は、その価格と同額とする。

才41条 故意に帰属財産の貸借、管理又は売却に関し虚偽の報告または虚偽の陳述をした者は、3年以下の懲役又は15万円以下の罰金に処す。

才42条 本法の規定により発する大統領令には、その違反者に対し6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金に科す罰則を定めることが出来る。

付 則

才43条 本法を施行するために必要な規定は、大統領令で定める。

才44条 帰属財産を管理運営又は利用することにより賦課された税金を滞納中にある者は、才9条の規定を適用する。

才45条 本法施行前の法令として本法に抵触される規定は、その抵触される範囲内で廃される。

才46条 本法は公布日から施行する。

(30) 帰属財産処理特別会計法(1950年2月16日・法律才98号)

才1条 帰属財産を処理するために特別会計を設置し、その歳入をしてその歳出に充当する。

才2条 本会計の決算上生じた剰余金は、一般会計の歳入に転入する。

但し、連合国人財産補償費の支出残額は、必要に依り別途積立てられる。

才3条 本会計の収入支出と積立金に関する規定は、大統領令で定める。

付 則

才4条 本法律は1950年度から施行する。

○あ と が き

役所関係の資料に下記のような「あ と が き」を付することは、いささか常識を疑われる感があるが、資料作成のレーゾン・デートル等につき若干述べることをお許しいただきたい。

× × ×

10年交渉といわれた日韓会談もすでに12年目に入り、現在の韓国政情が御存知のように奇々怪々の様相を帯びている現状では、早急の妥結はまず期待できないといつてよい。少なくとも編者の在任中は絶対に大丈夫？と考えてよいようである。昨年（37年）暮、請求権問題の解決に関する大筋の合意ができたときには、批准国会その他の関係で大いに「醜使」されることを編者も秘かに覚悟していたものであるが、いまやその心配もなくなつて、安んじて転動待ちという次才とあいなつた。

しかし、安心ばかりしていても申し訳ないと思い、のちのちの方々のための一助にもと、バラバラになつている手持資料の整理を図り、読みやすい形で保存しておくことを狙いとしたのが本資料であり、転任の日を前にして責任の一端を果しておくこととした。ただし、能力不足のため、いたずらにページ数をふやしただけに終り、所記の目的はとても達せそうにないよう

である。

x x x

編者個人としてもオ5次及びオ6次会談の請求権委員会の会合に関係して、日本語が共通語として使用されるほとんど唯一の外交交渉に参加させてもらう光栄に浴したのであるが、その間理財局長が請求権委員会主査をつとめられたことから、編者も外債課の一員として職務上関係各部局に御無理をお願いして資料の提供をいただき、検討これつとめて8項目と取組んでいたものである。

オ2、オ3分冊に収録した8項目の討議の参考資料の大部分は、そのような関係で各部局の多大の御協力を得て作成していただいたものであり、改めて厚く御礼申し上げるものである。ただ、これらの資料は、その当時未だ十分な検討を経ていないもの、計数に十分な信を置きたいもの、あるいは部外に提出することによって当該部局の責任上面白くないものとして、提出を躊躇される向きも多かつたのであるが、請求権の検討のために是非必要欠くべからざるものというごとで、とくに無理をいつて頂戴したものである。

x x x

第2分冊V.の冒頭で説明した通り、いずれ来るべき批准

国会等との関係で8項目関係の資料についても整備が必要であるところ、単なる概略的な資料にとどめるのであればともかく、みられる通りの龐大な資料蒐集を通じての多大な努力にもかかわらず請求権問題の請求権としての解決がいかに困難であるかを示すためにも、これらの関係部局資料を掲記することが意味のあるものと考えた。

本来ならば、掲載に当つては今一度資料を提出された関係部局の御了解を経なければならぬ筋合いのものであるが、そういう調整を行なうためにはまた時間を要することが考えられ、そうするとこのような程度のもので早急にまとめることは困難と考えたので、あえて御了解を経ないままに掲載したものである。(なお、とくに部局名を明示していないものは、当該で適宜まとめておいたものである。)

従つて、本資料を読まれる方に対するお願いとして、当該関係部局に御迷惑のかからない形でこの資料を利用していただき、ここに書いてあるのだからもつとくわしいものをよこせ、あるいはこれはおかしいではないか等といきなり関係資料の追求その他をされることのないように留意していただきたい。

x x x

なお、まつたく個人的な感想を述べさせていただければ、31

年入省の私にとっては、終戦の年は小学校6年生であり、日韓会談の開始された27年は大学1年であつたことになる。本来ならば、まったく無縁に過ごしたかも知れなかつたところの、先人たちの苦勞に満ちた戦後処理の数々の名称その他（内容はとてもとてもであるが）について知るチャンスをもてたことは、やはりよいことであつたと感じている。これまで省廳でも日韓会談と聞くと首をうんざりした顔付きになるのを何度となく眺めてもきたし「お前の顔は段々朝鮮人に似てきた」と同僚たちからかまわれもしてきたが、日韓会談が脱く限りは誰かが下級専任担当者としてこの仕事をしなければならないのだからと自ら納得し、かつはまづまず大蔵省の中でも最も毛色の変つた仕事の一つに携わつたことは、得がたい経験であり、もつて腹すべきであると斷言している次才である。

なお、編者とともに資料の「かき集め」に苦勞された岩瀬多喜造氏（35年入省）の名を挙げさせていただき、同氏の苦勞に対する謝意を記して、拙なくも書いた一文の筆を擱くこととする。

昭和38年5月 理財局外債課

杉田 配

